

令和6年度

さいたま市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

次 第

日時：令和6年8月28日(水)

午前10時00分～12時00分

場所：ときわ会館5階502会議室

1 開会

2 挨拶

3 委員の紹介

4 地域福祉専門分科会について

資料1

5 会長選出

6 報告事項

- ・令和6年度さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金の交付決定について

資料2

7 審議事項

さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）の進行管理について

資料3、4

8 その他

9 閉会

さいたま市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会 委員名簿

項番	団体名	氏名
1	さいたま市自治会連合会	五十嵐 光一郎
2	さいたま市中学校長会	海江田 なぎさ
3	さいたま市障害者協議会	加藤 シゲヨ
4	さいたま市歯科医師会	坂田 俊夫
5	特定非営利活動法人ケア・ハンズ	柴田 京子
6	公募委員	柴原 早苗
7	公募委員	鈴木 英善
8	さいたま市民生委員児童委員協議会	根本 淑枝
9	さいたま市南区赤十字奉仕団	早川 かおる
10	日本社会事業大学 社会福祉学部	菱沼 幹男
11	さいたま人権擁護委員協議会	藤本 裕子
12	さいたま市社会福祉協議会	山崎 秀雄

(50音順・敬称略)

令和6年度 さいたま市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 席次表

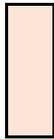
日時：令和6年8月28日（水）午前10時～

場所：ときわ会館 5階 502会議室

会長



五十嵐 委員



海江田 委員

加藤 委員

柴田 委員

柴原 委員



鈴木 委員

根本 委員

早川 委員

菱沼 委員

藤本 委員



入口

障害福祉課長
障害政策課長

生活福祉課長
保健衛生総務課長

福祉局副理事
生活福祉部長

福祉総務課長
福祉総務課

傍聴人席

子育て支援課長
子ども・青少年政策課長

高齢福祉課副参事
高齢福祉課長

いきいき長寿推進課長
福祉総務課

福祉総務課
福祉総務課

傍聴人席

総合教育相談室
総合療育センター
まわり学園 育成課

南部児童相談所長
子ども家庭支援課長

市社会福祉協議会
地域福祉課長

傍聴人席

地域福祉専門分科会について

地域福祉専門分科会について

1 地域福祉専門分科会とは

さいたま市社会福祉審議会条例（平成15年3月14日条例第12号）第9条第1項に基づき設置された専門分科会のひとつです。

【目的】本市の地域福祉の推進について審議すること。

①計画について策定、進行管理、改定等を審議

⇒「さいたま市第3期保健福祉総合計画」の進行管理

②本市における地域福祉に係る事項の調査や報告

⇒令和6年度さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金の交付決定について報告

③社会福祉法人が実施する地域公益事業の内容等について意見を聴くための協議

⇒今年度実施なし

2 令和5年度さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会について

「さいたま市第2期保健福祉総合計画」の評価結果について審議しました。それから、「さいたま市第3期保健福祉総合計画」の目標設定について審議しました。また、令和5年度さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金の交付決定について報告しました。

3 さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）とは

社会福祉法第107条（昭和26年3月29日法律第45号）に基づき、策定された「さいたま市第2期保健福祉総合計画」が令和4年度に期間満了したため、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応していくため、計画を見直し、令和5年度に「さいたま市第3期保健福祉総合計画」として新たに作成したものです。計画期間については、長期的な視点から施策・事業に取り組むものとし、令和11年度を目標年度としています。なお、中間年度を目安として検証を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

地域福祉専門分科会 実施状況

年度	開催内容
令和3年度	第1回：さいたま市第2期保健福祉総合計画（地域福祉計画）の進行管理について 第2回：（報告）令和3年度さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金の交付決定について ①地域福祉に関する意識調査結果（速報）について ②さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）骨子案たたき台について ③ケアラー・ヤングケアラー支援について 第3回：①地域福祉に関する意識調査結果について ②さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）骨子案について ③ケアラー・ヤングケアラー支援について
令和4年度	第1回：さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）素案たたき台について 第2回：（報告）令和4年度さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金の交付決定について ①さいたま市第2期保健福祉総合計画（地域福祉計画）の進行管理について ②さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）素案について 第3回：さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）案について
令和5年度	（報告）令和5年度さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金の交付決定について ①さいたま市第2期保健福祉総合計画（地域福祉計画）について ②さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）について

（直近3年の開催状況）

令和 6 年度さいたま市ふれあい福祉基金
運用補助金の交付決定について

さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金の交付事業について

1. 目的

ボランティア団体、NPO団体及びその他の民間福祉団体等が行う、市内の地域福祉の推進を目的とする事業に対して、「さいたま市ふれあい福祉基金」を活用し補助金を交付することにより、地域の福祉活動の活性化を図る。

2. 対象

(1) 団体

申請日又は対象事業実施日のいずれか早い日以前に6か月以上にわたり、さいたま市内で活動を行っているボランティア団体、NPO団体及びその他の民間福祉団体等。

(2) 事業・経費

①地域福祉の推進を目的とする事業（補助対象経費の80%以内・上限30万円）

例) 高齢者サロン、子育て講座、体操教室、世代間交流イベント、子ども祭り等。

資材購入費や消耗品費、機材や会場の使用料、講師謝金等について補助金を交付。

②放課後児童クラブの施設の修繕、心身障害者地域デイケア施設、地域活動支援センター（補助対象経費の80%以内・上限50万円）

例) 放課後児童クラブにおける畳・壁紙の張替やドアの修繕、地域活動支援センター及び心身障害者地域デイケア施設における作業機器の修繕等。

3. 事業の流れ [令和6年度]

- ① 福祉総務課にて申請受付 [5月1日～5月31日]
- ② 福祉総務課にて予備審査を実施
- ③ 地域福祉専門分科会委員（2名）による本審査を開催 [7月10日]
- ④ 各団体へ交付決定額を通知[8月下旬頃]
- ⑤ 地域福祉専門分科会において報告[8月28日]
- ⑥ 各団体からの実績報告書提出
- ⑦ 各団体へ交付確定額を通知
- ⑧ 各団体へ補助金を交付

なお、例外として、団体から希望を受けた場合は概算払いによる（事業完了後、返戻が必要な場合は、団体から補助金返戻）。

令和6年度 ふれあい福祉基金運用補助金 申請・交付決定状況

1、経費別・団体種別 申請内訳【令和6年度】

		件数	金額
事業費		38件	7,423,000円
	ボランティア団体	11件	1,433,000円
	地区社会福祉協議会	21件	4,424,000円
	NPO法人	4件	1,144,000円
	自治会	-	-
	その他	2件	422,000円
修繕費		38件	7,598,000円
	放課後児童クラブ	38件	7,598,000円
	地域活動支援センター	-	-
	その他	-	-
計		76件	15,021,000円

2、申請・交付内訳【前年度比】

	申請		審査結果						
	件数	申請額	交付決定合計 (=①+②)		①事業		②修繕		不交付
			件数	交付決定額	件数	金額	件数	金額	件数
令和5年度	67件	12,843,000円	67件	11,844,000円	33件	5,880,000円	34件	5,964,000円	0件
令和6年度	76件	15,021,000円	71件	13,856,000円	38件	7,414,000円	33件	6,442,000円	5件
増減	9件	2,178,000円	4件	2,012,000円	5件	1,534,000円	-1件	478,000円	5件

3、申請・交付内訳【経費別】

	申請		審査結果						
	件数	申請額	交付決定合計 (=①+②)		①全交付		②減額交付		不交付
			件数	交付決定額	件数	金額	件数	金額	件数
事業費	38件	7,423,000円	38件	7,414,000円	36件	6,980,000円	2件	434,000円	0件
修繕費	38件	7,598,000円	33件	6,442,000円	30件	6,254,000円	3件	188,000円	5件
計	76件	15,021,000円	71件	13,856,000円	66件	13,234,000円	5件	622,000円	5件

4、交付決定した主な経費

【事業費】 広報誌の発行に係る印刷製本費、会場使用料、講師等への謝金、消耗品費 等

【修繕費】 畳・床・壁・エアコンの修繕 等

5、減額・不交付（補助対象外）となった主な経費

【事業費】 団体の運営に関する経費、振込手数料 等

【修繕費】 新設・改修に係る経費 等

令和6年度ふれあい福祉基金運用補助金交付事業
交付団体及び事業一覧

(単位：円)

No.	団体名	事業内容 又は 修繕箇所	交付額
1	桜木地区社会福祉協議会	見守り・支え合いネットワーク事業	100,000
2	大砂土東地区社会福祉協議会	広報紙発行事業	171,000
3	田島地区社会福祉協議会	広報紙発行事業	164,000
4	浦和区中央地区社会福祉協議会	広報紙発行事業	114,000
5	浦和区北部第一地区社会福祉協議会	広報紙発行事業	114,000
6	大砂土地区社会福祉協議会	広報紙発行事業	262,000
7	片柳地区社会福祉協議会	広報紙発行事業	156,000
8	馬宮朗読の会03	本の読み聞かせ事業	104,000
9	東岩槻地区社会福祉協議会	広報紙発行事業	143,000
10	埼玉中央断酒新生会	アルコール関連問題啓発事業	156,000
11	宮原地区社会福祉協議会	広報誌「あんしんみやはら」発行事業	300,000
12	ピーコック	地域福祉事業	16,000
13	岸・神明地区社会福祉協議会	高齢者サロン事業	300,000
14	北浦和針ヶ谷地区社会福祉協議会	ふれあいサロン事業（るるふるサロン）	214,000
15	特定非営利活動法人 子ども文化ステーション	困難な環境にある子どもたちの心のケアのためのシアタースタート事業	300,000
16	柏崎地区社会福祉協議会	広報紙発行事業	78,000
17	七里地区社会福祉協議会	地域福祉情報提供機能の強化（広報紙の発行）	300,000
18	スマイルママコム	スマイルママカレッジとKidsDreamProjectの実施	300,000
19	日進地区社会福祉協議会	広報紙発行事業	151,000
20	大宮朗読グループ'81	視覚障害者情報提供事業	102,000
21	春岡地区社会福祉協議会	広報紙「ふれあいはるおか」発行事業	168,000
22	さいたま自死遺族自助グループ 星のしずく	自死遺族支援のための会・企画イベント開催事業	220,000
23	ふふふ広場	ふふふ広場	202,000
24	生きがい彩の会	生きがい彩の会 30周年記念事業・いきいきサロン100歳体操	96,000
25	大久保地区社会福祉協議会	地区社協PR事業（広報紙発行、事業ポスター、チラシ発行）	300,000
26	大宮南地区社会福祉協議会	南地区見守りネットワーク事業	300,000
27	岩槻地区社会福祉協議会	高齢者自治会サロン活動	300,000
28	青少年育成上木崎地区会	広報紙「けやき120号」の発行	100,000
29	ティ・ブラザ	高齢者サロン事業	80,000
30	特定非営利活動法人 あい・保育・訪問介護室	あい保育（大和田）	271,000

No.	団体名	事業内容 又は 修繕箇所	交付額
31	いちやなぎ会（ことばと発達の相談室）	子どものことばの遅れや発達の偏りに育児不安を抱えている母親達への早期発達支援・相談事業	122,000
32	Sun Fam.（さん・ふあむ）	親育ち・子育て	295,000
33	土合地区社会福祉協議会	広報紙発行事業	242,000
34	浦和北部第二地区社会福祉協議会	広報紙の印刷	280,000
35	kokoro`n	子育てサロン事業	278,000
36	介護者支援の会 ほっと♡大宮	ケアラズカフェ「だん・だん」	49,000
37	アンロード	多世代交流音育講座	300,000
38	河合地区社会福祉協議会	河合地区社協主催高齢者対象サロン会事業	266,000
39	西浦和さくらっ子第1保護者会	エアコンの修繕	500,000
40	大宮南みらくるキッズ保護者会	加湿・空気清浄機の修繕	0
41	指扇北さらさら保護者会	壁、玄関ドア、収納引き戸の修繕	157,000
42	太陽の家 父母会	カーテンレール、網戸、モールの修繕	31,000
43	木崎スピカ学童保護者会	壁、トイレ自動水栓の修繕	426,000
44	さいたま市放課後児童クラブ三室あおぞら保護者会	エアコンの修繕	220,000
45	さくらそうわかば保護者会	量の表替え、エアコン、机、冷蔵庫、扇風機の修繕	399,000
46	放課後児童クラブ向ひまわり保護者会	網戸、トイレの壁紙の修繕	84,000
47	特定非営利活動法人 学童保育南子どもの家	掃除機の修繕	23,000
48	放課後児童クラブ向ひまわり第2保護者会	カーベットの張替	362,000
49	特定非営利活動法人 本太学童クラブ・空	冷蔵庫の買い替え	119,000
50	桜木じゃりんこ保護者会	入口扉の修繕	0
51	春岡小第一学童	長座卓の買い替え	143,000
52	学童保育おおみや 春岡小第二学童	収納棚の修繕	0
53	大宮南なかよしキッズ保護者会	フロアマット、座布団の交換、壁の修繕	181,000
54	辻わくわく子どもの家 保護者会	テーブル、プリンターの修繕	88,000
55	特定非営利活動法人 ぼぶら学童クラブ	押入の修繕、冷蔵庫、洗濯機の買い替え、量の張替え	218,000
56	放課後児童クラブ新都心アース保護者会	ブラインドの買い替え、ロッカーの修繕	90,000
57	大谷第二学童保育の会	エアコンの修繕	466,000
58	上木崎フェニックス保護者会	床マットの張替え	352,000
59	放課後児童クラブ大宮南にじろキッズ保護者会	空気清浄機、電子レンジの修繕	37,000
60	木崎ベガサス学童	キッチン水道ハンドル一式交換、トイレ内クロス張替	126,000
61	本太学童クラブ・海	入口ひさしの修繕	0
62	本太学童クラブ・光	トイレクロス張替え	39,000
63	本太学童クラブ・星	トイレクロス張替え	39,000

No.	団体名	事業内容 又は 修繕箇所	交付額
64	北浦和スターズ	自動ソープディスペンサー、トースター、キッチン水栓の修繕	47,000
65	北浦和学童レインボーズ	長座卓の修繕	60,000
66	大谷第一学童保育の会	エアコンの修繕	466,000
67	放課後児童クラブ指扇北すすく保護者会	網戸、ドアパッキンの修繕	75,000
68	特定非営利活動法人 やまばと学童クラブ	床塗装、建具工事	499,000
69	大砂土にこここキッズ保護者会	玄関ドア鍵の修繕	37,000
70	さくらそうふたば保護者会	エアコンの修繕	325,000
71	特定非営利活動法人 日進小学童保育の会	エアコンの修繕	492,000
72	大宮南そらいろキッズ第1保護者会	保育室内備品スペース壁紙修繕	0
73	えびっこ保護者会	畳、玄関鍵、エアコンの修繕	138,000
74	見沼小学童保育の会	トイレの鍵、トイレドア部品の修繕	30,000
75	大宮南すまいるキッズ保護者会	網戸、襖の修繕、ノートパソコンの買い替え	25,000
76	指扇にじのこ保護者会	トイレドア修繕	148,000
合計			13,856,000

さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市ふれあい福祉基金条例（平成13年さいたま市条例第90号）第6条の規定に基づき、ボランティア活動を行う団体、NPO団体その他の民間福祉団体の行う市内の地域福祉の推進を目的とする事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付は、ふれあい福祉基金を原資として予算の範囲内で行うものとし、補助金の交付に係る団体、事業、経費及び補助額は別表1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の事業及び経費については、補助金の交付の対象としな

いものとする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 介護保険事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業
- (4) 法人（NPO法人を除く。）の行う事業
- (5) 市その他の団体等から補助を受けている事業（地区社会福祉協議会が行う、市社会福祉協議会の「地域福祉活動補助金」を利用する「高齢者地域ケア・ネットワーク」に関する事業を除く。）
- (6) 光熱水費及び燃料費
- (7) 交通費
- (8) 保険料
- (9) 家賃
- (10) 人件費（別表2参照）
- (11) 飲食費又は食材費

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期間に、ふれあい福祉基金運用補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書又は修繕計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 収支予算内訳書
- (4) 見積書又は領収書
- (5) 申請団体の概要書
- (6) 宣誓書等（様式第11号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、さいたま市社会福祉審議会地域

福祉専門分科会の審査を経て、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において、必要に応じて条件を付すことができる。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者に対し、ふれあい福祉基金運用補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、速やかに当該申請者に対し、ふれあい福祉基金運用補助金不交付決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が指定する期日までにふれあい福祉基金運用補助金交付申請取下げ書（様式第4号）により当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更申請)

第7条 申請者は、当該補助金の申請事項に変更が生じた場合は、速やかにふれあい福祉基金運用補助金変更申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 変更後における事業計画書又は修繕計画書
- (2) 変更後における収支予算書
- (3) 見積書

(変更決定)

第8条 市長は、前条の規定による変更申請があった場合においては、変更に係る内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに当該申請者に対し、ふれあい福祉基金運用補助金変更交付決定通知書（様式第6号）を通知するものとする。

- 2 第4条の規定は、前項の規定による補助金の交付の可否の決定について準用する。

(実績報告)

第9条 第4条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、市長が指定する日までに、ふれあい福祉基金運用補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、交付申請までに補助対象事業が完了しているときは、補助金交付後1月以内に提出しなければならない。

- (1) 事業・修繕報告書兼収支決算書
- (2) 領収書

(額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、ふれあい福祉基金運用補助金交付確定通知書（様式第8号）により、当該交付決定団体に交付するものとする。

(交付時期等)

第 11 条 補助金は、補助事業が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 交付決定団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときには、ふれあい福祉基金運用補助金（概算）交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第 12 条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、「ふれあい福祉基金運用補助金交付決定取消通知書」（様式第 10 号）により、交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は募集要領に違反したとき。
- (2) 補助事業が実施できなかったとき。
- (3) 補助事業に余剰金が生じたとき。
- (4) 第 15 条各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(財産の処分の制限)

第 13 条 交付決定団体は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (1) 備品（2 万円以上）
- (2) 施設修繕箇所
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が定めるもの

(関係書類の整備)

第 14 条 交付決定団体は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、当該補助事業完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

(暴力団排除)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当するものは、この補助金の対象としない。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）。
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうちに暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがあるもの。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条の規定は、この要綱の施行の日以後にこの補助金の交付申請書を提出したものについて適用し、同日前に交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

団体	事業	経費	補助額
<p>市内において、申請日又は対象事業実施日のいずれか早い日以前に6月以上にわたって、活動を行っているボランティア活動を行う団体、NPO団体その他の民間福祉団体</p>	<p>A 市内において行われる次に掲げる事業</p> <p>(1) 高齢者、障害者（児）、児童等の福祉を増進する事業</p> <p>(2) 高齢者、障害者（児）、児童等の社会参加を推進する事業</p> <p>(3) 地域福祉のネットワークづくりを推進する事業</p> <p>(4) 地域の課題に対応した、公益性が高く継続性のある先進的な保健福祉事業</p>	<p>(1)事業費</p> <p>ア 資材購入費 活動に直接使用する資・機材、資料等の購入費、印刷製本費</p> <p>イ 使用料 活動に係る会場使用料、車両借上げ料、機材使用料</p> <p>ウ 講師等謝金(別表2参照) (事業アドバイザー経費含)</p> <p>エ 市社会福祉協議会の「地域福祉活動補助金」を利用する「高齢者地域ケア・ネットワーク」に関する事業に係る経費</p> <p>オ 活動の周知に係る経費</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める経費</p>	<p>事業費(補助対象経費の合計)の5分の4以内(30万円を限度とする。)</p>
	<p>B 市内において行われる心身障害者地域デイケア施設、地域活動支援センター、放課後児童クラブの修繕</p>	<p>(2)施設修繕費 事業を行うのに必要な施設等の原状回復に係る修繕費(事務所又は施設の新設を除く。)</p>	<p>諸修理等に係る経費の5分の4以内(50万円を限度とする。)</p>

別表2（人件費及び講師謝金関係）

補助対象	講師謝金	<p>(1)対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的が団体メンバー、会員以外の市民も含め対象としたもの ・事業を行うにあたり、団体メンバー、会員の必要不可欠なスキル等を習得するために実施する研修 <p>(2) 講師の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門相談(カウンセリング等) ・専門支援 <p>例 体操教室、サロンにおける演奏会、講演、研修、〇〇教室、保育代(事業に必要であり、団体会員等以外が行う場合)、教材等の作成謝礼等</p>
補助対象外	人件費	<p>(1) 団体職員⇒給与、手当、謝礼等</p> <p>(2) 団体関係者⇒会員、理事などの給与、手当、謝礼等</p> <p>(3) 活動協力者への謝礼</p> <p>例 申請団体の職員への謝礼、ボランティアへの謝礼等</p>
	講師謝金	<p>事業の目的が 団体メンバー、会員のみを対象としたもの (必要不可欠なスキル等を習得するために実施するものを除く)</p>
	その他	<p>イベント等への参加賞、参加謝礼等</p>

さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金交付要綱(平成15年4月1日施行。以下「交付要綱」という。)の規定に基づき、さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金交付に係る審査について、必要な事項を定める。

(予備審査)

第2条 福祉総務課は、交付要綱第3条に規定する申請書及び添付書類を確認し、別に定める補助基準により、次に掲げる事項について予備審査を行う。

- (1) 交付要綱第2条第2項各号に掲げる事業及び経費
- (2) 交付要綱別表1に規定する団体、事業、経費、及び補助額
- (3) 交付要綱別表2に規定する人件費、講師謝金及びその他

2 福祉総務課は、審査に係る書類の訂正を申請者に求めることができる。

3 福祉総務課は、予備審査の結果について申請書ごとに整理票を作成し、本審査へ提出する。

(本審査)

第3条 交付要綱第4条第1項に規定する審査(以下「本審査」という。)は、さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員である者のうち、以下の団体に属する者(以下「審査員」という。)が行う。

- (1) さいたま人権擁護委員協議会
- (2) 日本赤十字奉仕団さいたま市地区本部委員会

(本審査の方法)

第4条 本審査は、予備審査において作成された整理票等の書類により行う。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、審査員の協議により定める。

附則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

さいたま市第3期保健福祉総合計画(地域福祉計画) 令和5年度検証について

1. 令和5年度検証について

(1) 概要

本市では、地域共生社会実現に向けた計画として、「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」を策定しました。【計画期間：令和5年度から令和11年度まで】

本計画では、「誰もが生活の場である「地域」において、自分らしく生き生きと健康で安心して暮らせる地域共生社会の実現」を基本理念とし、3つの基本目標「誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域づくり」「市民の暮らしを支える支援体制づくり」「安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり」を設定しました。

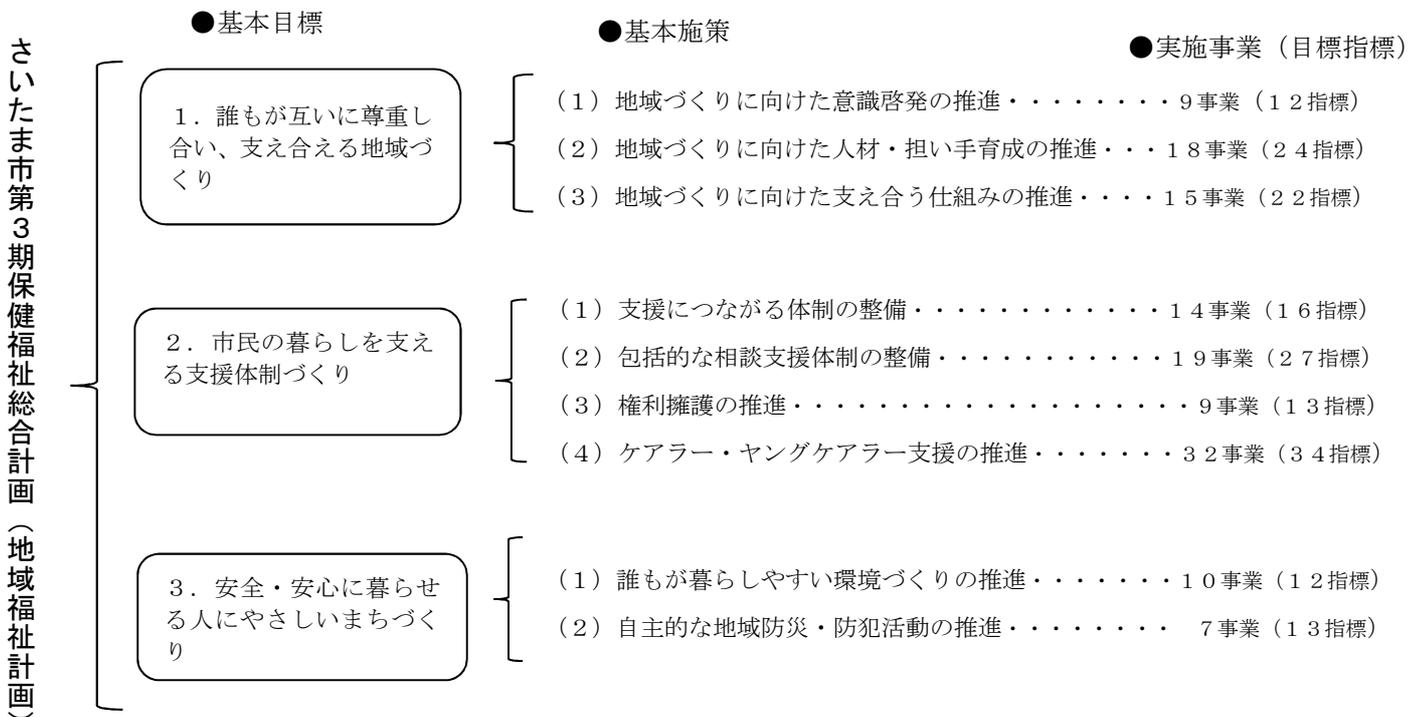
また、基本目標を達成するために、9つの基本施策とそれに対応する133の実施事業を掲げ、基本目標に対する成果指標、各実施事業に対する目標値を設定しました。

これらについては、毎年度、内部評価を行うとともに、さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において外部評価を実施してまいります。

今回は、計画の初年度である令和5年度の各実施事業の目標値に対する達成状況について、内部評価を実施しました。

(2) 評価の対象

評価の対象は、計画に位置付けられた3つの基本目標に設定されている9つの基本施策において、それぞれ掲げられている133の実施事業（173の目標指標）です。



(3) 評価の基準

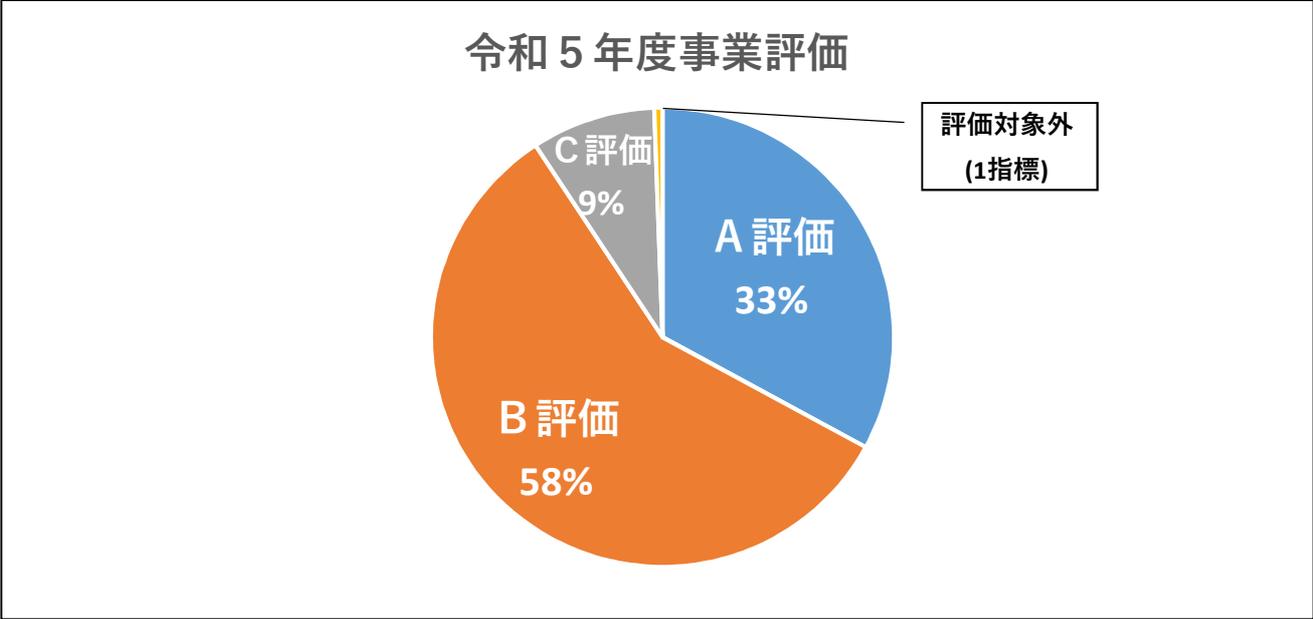
令和5年度における事業の実施状況や成果指標等の達成状況を踏まえ、以下のとおり評価を行います。

【評価方法】
① 評価は、工程とおり進捗しているかについて、A～Cの3段階で評価
② 目標値に対する進捗状況を踏まえて評価
【評価基準】
目標を上回って達成（110%以上）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A
目標をおおむね達成（90%以上～110%未満）・・・・・・・・・・ B
目標を未達成（90%未満）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ C
評価対象外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ー

2. 評価結果

(1) 令和5年度検証の評価結果

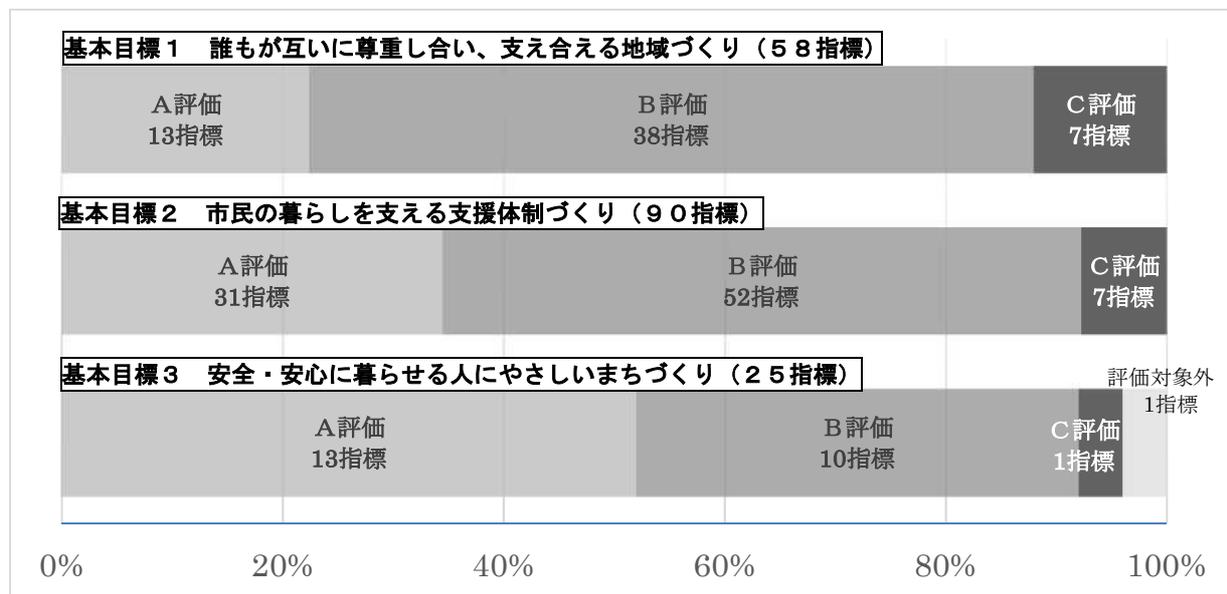
計画に掲げられた133の実施事業（173の目標指標）について、所管課による内部評価を実施した結果、A評価（目標を上回る）が58指標、B評価（おおむね達成）が99指標、C評価（目標を未達成）が15指標という評価結果となりました。（1指標は、荒天によるイベント中止で評価対象外）



B評価以上の事業が全体の90%を占めており、計画全体としては順調に進行していると考えられます。

(2) 基本目標別の評価結果

計画に掲げられた3つの基本目標については、各基本目標ともA評価、B評価で85%以上という達成度となっており、特に、基本目標3の「安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり」は、事業の半数以上がA評価と達成度が高い結果となりました。



(3) 成果指標の現状値 (参考)

基本施策ごとに設定した成果指標については、中間年度である令和8年度、最終年度である令和11年度に目標値を設定しているため、令和5年度時点での評価は行いませんが、参考として現状値を示すと以下のとおりです。

基本目標	基本施策	成果指標	現状値 (令和5年度)	目標値	
				令和8年度	令和11年度
【基本目標1】 誰もが互いに尊重し 合い、支え合える地 域づくり	地域づくりに向けた 意識啓発の推進	地域活動・まちづくりに 参加したいと思う 市民の割合 (※)	51.6%	57.0%	59.0%
	地域づくりに向けた 人材・担い手育成の 推進	地域活動・まちづくりに 参加したことがある 市民の割合 (※)	30.9%	39.0%	41.0%
	地域づくりに向けた 支え合う仕組みの推 進	地域の活動や地域で の交流が活発に行わ れていると感じる市 民の割合 (※)	53.6%	57.0%	59.0%
【基本目標2】 市民の暮らしを支え る支援体制づくり	支援につながる体制 の整備	悩みや不安について どこに相談してよい かわからない、相談で きる人や場所がない と感じる市民の割合	28.5%	12.8%	0%
	包括的な相談支援体 制の整備	福祉まるごと相談窓 口の相談者が、必要と する支援の相談窓口 につながった割合	69.4%	46.0%	49.0%

基本目標	基本施策	成果指標	現状値 (令和5年度)	目標値	
				令和8年度	令和11年度
【基本目標2】 市民の暮らしを支える 支援体制づくり	権利擁護の推進	市内居住者の成年後見制度利用者数	1,612人	1,750人	1,870人
	ケアラー・ヤングケアラー支援の推進	福祉まるごと相談窓口において把握した支援を必要としているケアラーのうち、適切な支援につながった割合	73.5%	55.0%	70.0%
		子ども家庭総合支援拠点（こども家庭センター）において把握した支援を必要としているヤングケアラーのうち、適切な支援につながった割合	86.8%	90.0%	90.0%
【基本目標3】 安全・安心に暮らせる 人にやさしいまちづくり	誰もが暮らしやすい環境づくりの推進	誰もが安心して暮らせる住まいが確保されていると感じる市民の割合（※）	71.8%	76.0%	79.0%
		身近な公共交通や安全な生活道路が整備されていると感じる市民の割合（※）	72.5%	77.0%	78.0%
	自主的な地域防災・防犯活動の推進	日頃から災害に備えて対策を取っている市民の割合（※）	66.2%	74.4%	78.6%
		居住地域の治安のよさに満足している市民の割合	76.9%	84.0%	90.0%

(※) さいたま市総合振興計画に掲載がある成果指標

成果指標	事業名	事業内容	指標内容	R5目標値	R5実績値	評価	評価理由	今後の方向性(評価Cの場合は課題解決の方向性を記入)	R6目標値
活動・まちづくりにしたいと思う市民割合	さいたま市社会福祉大会の開催	・市民相互の助け合いや地域に根ざした活動の定着化と浸透を図るため、福祉関係者が集まり、情報交換を図るほか、地域福祉向上に功績のあった個人・企業・団体を表彰する「さいたま市社会福祉大会」を開催します。	大会の開催時に地域福祉に関する講演の実施	講演の実施	講演の実施	B	大会の開催時に、「落語で学ぶ成年後見制度」をテーマに地域福祉に関する講演を実施したため。	今年度も、大会の開催に併せて、地域福祉に関する講演を実施する予定。	講演の実施
	地域福祉活動の意識啓発	・福祉の啓発と福祉活動への関心を高め、住民や諸団体の主体的な参加を促進するため、市社会福祉協議会にて広報紙「ほけっと」の充実を図ります。	広報紙発行回数	4回	4回	B	年4回発行したため。	発行方法を年1回全戸配布版及び年4回設置版に変更する。	5回
	ボランティア地域普及啓発事業	・ボランティア団体等とともに、講演会・イベントの開催や区民祭り等へ参加し、多くの住民に福祉意識の高揚と地域福祉の推進に関する理解が得られるよう、啓発を行います。	実施回数	10回	12回	A	さいたま市社会福祉協議会全区事務所において、区民まつり等を通じて延べ12回実施したため。	引き続き、区民まつり等各種イベントにおいて、市内の各種ボランティア情報の紹介など普及啓発を図る。	10回
	福祉教育・ボランティア学習推進事業	・学校や地域団体、企業等からの福祉教育に関する企画相談や助言を行います。また、福祉教育やボランティア学習に関する調整を通じて、地域を基盤とした福祉教育・学習活動の推進を行い、地域の福祉力の向上を目指します。	福祉教育プログラム実施数	10回	13回	A	さいたま市社会福祉協議会各区事務所において、学校や自治会、介護事業所からの相談に応じ、延べ13回の福祉教育プログラムを実施した。	引き続き、学校や地域団体などからの企画相談に応じ、助言などを行い、福祉教育プログラムの提供を行っていく。	15回
	ノーマライゼーションの更なる普及・啓発	・障害者の権利の擁護及び障害者に対する市民の理解を深めるために、ノーマライゼーションカップ、「障害者週間」市民のつどいなどの啓発イベントを開催します。	各種啓発イベントの参加者数	3,000人	3,207人	B	各種啓発イベントの参加者について、3,000人を目標としていたところ、3,207人であったため。	障害者の権利の擁護及び障害者に対する市民の理解を深めるために、引き続き各種啓発イベントを開催する。	3,100人
			参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合	90%	94%	B	参加者アンケートにおいて、「障害者について理解が深まった」と回答した方の割合が、90%の目標に対し、94.2%であったため。	各種啓発イベント等を実施し、市民の理解を深めていく。	90%
	学校教育における福祉教育・ボランティア活動の推進	・学校教育において、全教職員に福祉教育・ボランティア活動の意義の共通理解を促すとともに、学校教育の中に位置づけ、福祉・ボランティアにかかわる教育活動を推進します。 ・児童生徒の実態や発達段階に即して、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などとの関連を重視し、教育活動全体を通して実践的な取組を進めます。	各学校における福祉教育に係る全体計画の作成状況を92%以上にする。	94%	94%	B	実績値が目標値に達したため。	福祉教育の充実のため、ボランティア活動を行ったり、関係機関と連携したりするなど、各教科等の特質を生かした実践的、体験的な教育活動を推進する。	94%
			福祉教育担当者が、関係諸機関の会合に2回以上参加し連携を強化する。必要に応じて、情報提供を行う。	2回	2回	B	JRC(青少年赤十字)の研修会等に参加し、福祉教育関係機関との情報の共有を図ることができたため。	今後も関係機関と情報の共有を図り、福祉教育に関わる体験的な教育活動を各学校に周知していく。	2回
	人権尊重意識の醸成	・市民が各種人権問題を正しく理解し、人権尊重意識を高めることができるよう、人権啓発講演会や市内企業等人権問題研修会の開催、啓発冊子やグッズの作成及び配布、人権擁護委員等と連携した啓発等、各種人権啓発活動を行います。	人権啓発講演会の参加者理解度	90%	100%	A	実績値が目標値を上回ったため。	市民の人権尊重意識のさらなる向上のため、今後も継続してあらゆる人権問題の啓発活動を行います。	90%
	男女共同参画意識の啓発	・市民一人ひとりが人権尊重及び男女平等の視点に立った男女共同参画のまちづくりの実現に向け、性別による固定的な役割分担意識の見直し、家庭生活や地域活動への参画、市報や情報誌などによる広報活動や講座・講演会の実施など、市民参画による男女共同参画の意識づくりを進めていきます。	情報誌の発行回数	2回	2回	B	今日的な話題を取り上げた情報誌を2回発行し、男女共同参画の意識づくりを進めることができたため。	今後も継続して実施し、さらに男女共同参画の意識づくりを推進していく。	2回
講座等の理解度			90%	96%	B	男女共同参画に関する講座・講演会を26講座60回実施した結果、その理解度が96%となり、市民参画による男女共同参画の意識づくりを進めることができたため。	今後も継続して実施し、さらに男女共同参画の意識づくりを推進していく。	90%	
国際交流分野におけるボランティア活動の推進	・公益社団法人さいたま観光国際協会において、通訳ボランティアの派遣及び国際交流イベント等へのボランティアの募集と活動を行います。	通訳・翻訳ボランティアとイベントボランティアの登録者数	1,850人	2,069人	A	イベント事業が再開され、会場等での登録促進活動が行えたため。	今後も継続的にボランティア募集広報を行い、登録者に対しては活動参加を促す。	2,050人	

地域活動・まちづくりに 関わったことがある市民 の割合	地区社会福祉協議会 の運営支援	・地域福祉活動の核となる地区社会福祉協議会の運営を支援します。 ・地域住民による自主的な地域福祉活動により様々な生活課題への取組や健康づくりができるよう、地域福祉行動計画の策定を支援します。	計画の再策定地区数	11地区	10地区	B	再策定予定であった11の地区社会福祉協議会へ、地域福祉行動計画の再策定支援を行ったが、令和5年度内に再策定に至らなかった地区があるため。	令和5年度内に再策定に至らなかった地区社会福祉協議会への引き続きの支援と、令和6年度再策定期となる12の地区社会福祉協議会へ支援を、「地区社会福祉協議会の運営の手引き」等を活用し、継続的に行っていく。	12地区
	自治会への加入促進	・「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」に基づき、自治会活動に対する支援を行います。 ・自治会加入促進リーフレットなど、啓発品の作成・配布をします。 ・自治会運営補助金、自治会集会所整備事業補助金、コミュニティ助成事業補助金を交付します。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で自治会活動が制限される中、SNSを始めとするICTを活用した活動方法の導入支援や、自治会のPRが可能となる自治会ホームページの運営支援を行います。 ・自治会向けICT活用に関する講座を開催します。	自治会加入世帯増加数	2,000世帯増	2,501世帯減 現状:367,649世帯 (令和6.4.1時点) 前年:370,150世帯 (令和5.4.1時点)	C	新規加入世帯は2,000~3,000世帯程度で毎年推移しているものの、高齢により役員を担えない等の理由で脱退世帯が増えていることや、解散する自治会があることから、自治会加入世帯数が大きく増えなかったため。	今後は電子回覧板事業を推進することで、ICTを活用した自治会活動を支援し若い世代の自治会加入促進につなげていき、世帯数増加を目指す。	2,000世帯増
			自治会加入促進啓発事業数	39件	53件	A	全日本不動産協会埼玉県本部と市自治連との自治会加入促進に係る協定の締結を行うなど、新規加入促進啓発事業を実施したため。	今後も自治会加入促進につながる啓発事業を実施し、多くの機会を設定する中で自治会加入の必要性を呼びかけていく。	40件
			ICTを活用した自治会活動の支援	自治会電子回覧板モデル事業の拡大実施	モデル自治会8自治会増	B	モデル自治会数は前年度の2自治会から10自治会となり、新規追加で8自治会増やすことができたため。	令和6年度は電子回覧板の本格導入を開始し、100自治会の導入を目指す。導入自治会は、次年度以降も継続して増やしていく。	100自治会
			自治会向けICT活用に関する講座の実施	4回	14回	A	電子回覧板モデル自治会には管理者講習会や自治会向けスマホ講座を実施し、各区自治会連合理事会等には、自治会電子回覧板アプリについて理解を深めるための自治会役員向けICT活用講座を実施したことにより目標値を大幅に上回ったため。	自治会向けにICT活用に関する講座を実施し、運用支援を継続していく。	4回
	民生委員児童委員協議会への支援	・地域における健康福祉活動の相談役・調整役・推進役としての機能や市民と本市行政との調整役としての機能を有する民生委員・児童委員の組織力を強化できるよう民生委員児童委員協議会の充実に努めます。	研修の開催回数	6回	6回	B	当初の予定どおり研修の開催回数が6回となったため。	参加者の知識獲得や資質の向上がより一層図られるよう、内容や開催方法の検討を行いながら実施していく。	6回
			委嘱に向けた推薦会、分科会の開催回数	8回	8回	B	当初の予定どおり、推薦会及び分科会の開催回数が8回となったため。	推薦会及び分科会を適切に実施し、欠員地区の補充に努める。	8回
	老人クラブの会員増強運動の支援	・主に地域にお住いの概ね60歳以上の方が自主的に集まり、社会奉仕や趣味・教養の集い、各種スポーツ、レクリエーションなどを行う老人クラブの活動を支援します。 ・老人クラブのリーダーの養成や会員の増加を支援するとともに、老人クラブの促進方策について研究を行います。	老人クラブ会員数	17,700人	16,738人	B	会員数が16,738人であり、目標をおおむね達成したため。	会員数の増加のために、会員増強運動を支援する。	17,750人
	青少年団体に対する補助金交付	・青少年団体の自主活動や育成組織活動を促進するためのボランティア活動・イベント事業などについて、青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。	補助金交付団体数	91団体	90団体	B	目標値である91団体に対し、実績値90団体と目標をおおむね達成したため。	引き続き青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。	91団体
	ふれあい福祉基金の活用促進	・地域福祉の推進のため、ボランティア・NPOや民間福祉団体による地域福祉の活動に対し、ふれあい福祉基金を活用をした補助を行います。	交付件数	65件	67件	B	ふれあい福祉基金運用補助金の交付目標65件に対し、実績67件となり、目標に対し103%の達成であったため。	多くの団体に活用してもらうために、市報やホームページへの掲載、各区役所窓口での案内など、引き続き啓発に努める。	65件
	ボランティア活動への支援	・ボランティア活動にかかる資金面の支援や広報・宣伝等、情報活動に係る支援を行います。	助成件数	50件	49件	B	さいたま市社会福祉協議会で把握している全てのボランティア・市民活動団体及び各区ボランティア連絡会へ助成案内を行い、申請を受け付け、結果46団体および3ボランティア連絡会へ助成した。	引き続き、全てのボランティア・市民活動団体および各区ボランティア連絡会へ、助成金についての案内を行い、より多くの団体等へ助成できるよう取り組む。	50件
			ボランティア関連情報提供支援件数	390件	376件	B	さいたま市社会福祉協議会に寄せられるボランティア募集情報や活動者情報、ボランティアグループの会員募集情報等を、随時ホームページへ掲載した。コロナ禍を経て、情報掲載希望件数は増加に転じているものの、目標値には至っていないため。	SNS等を通じ、ホームページでの情報発信源としてのPRを行い、発信情報の増加に取り組む。	420件
	セミナーによる市民活動団体への運営支援	・市民活動団体を対象に、団体の運営や活動に必要なテーマについてのセミナーを開催します。資金調達や広報、オンラインを活用した活動方法など、団体のニーズを適切に把握して、テーマを設定します。また、従来の集合して行う形式に加え、オンラインの活用など、社会情勢に則した最適で効果的な手法を導入して開催します。	参加者の満足度	90%	95%	B	セミナー参加者の満足度が目標値を上回る95%であったため。	市民活動団体のニーズを的確に把握し、より効果的なセミナーを開催していく。	90%
	NPO法人の設立支援	・NPO法人の設立を検討している市民へ、設立のためのセミナーや相談対応を行います。	セミナー参加者の満足度	90%	95%	B	セミナー参加者の満足度が目標値を上回る95%であったため。	今後も、市民が参加しやすい環境を整えるため、様々な開催場所、方法(対面、オンライン)、時間帯等で実施していく。	90%

地域における子育て支援の推進	・単独型子育て支援センターにおいて父親向け講座、イベント等を開催します。 ・子育てについて父親同士で語り合う、さいたまパパ・スクールを開催します。 ・祖父母手帳を活用した孫育て講座を開催します。	地域の子育てに参加したい回答割合	69%	72%	B	単独型子育て支援センター等で孫育て講座を実施し、アンケート調査を行った結果、目標値を上回る割合となったため。	今後も、祖父母世代が、父母との関係をより円滑にするとともに、「地域における子育て」の関わりとして積極的な地域との関わりを推進していくきっかけをつくるため、孫育て講座を実施していく。	71%
	・単独型子育て支援センターにおいて、動画配信やオンラインを活用した講座、イベント等を実施します。 ・ファミリー・サポート・センター及び子育て緊急サポート事業を実施します。	オンラインプログラム、動画配信に参加した人の満足した人の割合	95%	93%	B	単独型子育て支援センターでのオンラインプログラムや動画配信を実施し、アンケート調査を行った結果、目標値を概ね達成したため。	今後も、子育て支援センターへ来場できない方に向けて、オンラインプログラムや動画配信を行い、実施内容の充実を図っていく。	95%
児童福祉施設における地域交流の促進	・児童福祉施設が行う地域交流事業を促進し、地域住民と施設利用者・職員との交流、施設に対する住民の理解を深めることで、地域における子育て支援の充実を図ります。	園庭開放事業開催件数	410回	482回	A	園庭開放事業(なかよしひろば)を482回開催し、目標値を上回ったため。	引き続き、事業を行い地域における子育て支援の充実を図る。	480回
		地域交流事業実施施設数	110園	121園	A	目標値を超えた実績値となり、地域子育て家庭への育児に対する身体的・心理的負担の軽減を図ることができたため。	実施施設及び利用者増加のため、保育施設に対し引き続き更なる事業内容の周知を図る。	130園
コミュニティ施設等の利便性向上	・市有施設等の利用を促進するため、イベント・講座を企画・実施するなど、施設の有効活用を図ります。 ・施設の事業等において、施設間で連携し利用者の流動を発生させ、より多くの市民利用を図ります。 ・施設の中規模修繕等を実施し、設備や備品等の整備を行うとともに、職員に対する接遇や機器操作等の研修を実施することで、市民に親しみやすい雰囲気醸成し、活動環境の充実を図ります。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新しい生活様式に対応した施設の有効活用を図るため、指定管理者と協議等を行います。	コミュニティセンター稼働率	81%	72%	C	利用者層の高齢化による利用団体の解散や、コロナの影響による活動自粛の継続や、活動を再開しない団体等が一定数存在することから目標達成に至らなかったため。	利用者アンケート等により、市民の方々がコミュニティ施設の講座やイベント、設備に対して求めることの把握に努め、市民目線でのコミュニティ施設の運営を研究していく。	82%
		施設利用満足度	90%	98%	B	アンケートによる市民満足度が98%であり、達成率が108.8%となったため。	引き続き、世代間や地域内外の交流を促進させるイベントプログラムを検討します。	90%
通いの場の活動支援	・高齢者が身近な場所で自主的に介護予防に資する活動に取り組み、高齢者同士が交流できる通いの場の拡充を図ります。	「通いの場」への高齢者の参加者数	18,000人	18,008人	B	コロナ禍によって活動休止していた通いの場の90%以上が活動再開し、5類移行後新規立ち上げも進み、目標達成できたため。	引き続き各種職能団体や各区、地域包括支援センターと連携して通いの場の新規立ち上げや継続支援を行う。	19,000人
高齢者の集いの場に対する支援・長寿を尊ぶ地域社会の醸成	・高齢者の孤立防止や地域の元気な高齢者が運営に参画して「居場所づくり」ができるよう、市社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会が実施する「高齢者サロン」活動を支援します。 ・70歳以上のひとり暮らしの方の孤独感を解消するとともに、閉じこもりの防止を図るため、地区社会福祉協議会がボランティアなどの協力を得て公民館などで実施する「ふれあい会食会」を、市社会福祉協議会を通じて支援します。 ・当該年の12月31日までに満75歳以上となる高齢者を対象として、敬老の日を中心に地域において敬老会等事業を開催する地区社会福祉協議会等に補助金を交付し、地域の長寿慶祝活動を支援します。	高齢サロン実施地区数 ふれあい会食開催地区数	52地区	49地区	B	実施地区数が目標をおおむね達成したため。	交流のさらなる促進のため、開催地区の拡大を目指し周知を行う。	52地区
		敬老会招待もしくは記念品の贈呈人数	事業対象者全員	おおむね事業対象者全員	B	地区社会福祉協議会の全52地区へ補助金を交付し、各地区で敬老会等が実施されたため。	引き続き、敬老会等事業を開催する地区社会福祉協議会等に補助金を交付し、地域の長寿慶祝活動を支援する。	事業対象者全員
日本語教室の実施	・公益社団法人さいたま観光国際協会や地域のボランティアによる日本語教室等と連携しながら日本語教室を実施し、日本人市民と外国人市民の交流機会を増やします。	日本語教室受講者数	2,480人	2,174人	C	目標が未達であったことに加えて、R4実績比でも減となったため。	引き続きボランティアスタッフの確保を行うとともに、受講者拡大に向けて周知を行なっていく。	2,580人
地区文化祭の充実	・地域住民による地域コミュニティづくりを促進していくため、公民館において文化的講座を開催するとともに、作品の展示や活動の発表の場である地区文化祭や公民館まつりの充実を図ります。	地区文化祭開催館数	公民館全館(59館)	55館	B	目標値である全公民館での実施は実現しなかったが、地域で活動する文化団体等の発表を行うことにより、地域コミュニティづくりの推進について概ね達成できた。	地区文化祭を通じて、子どもから高齢者まですべての地区住民が交流を深め、顔の見える関係になれるよう、引き続き公民館全館での開催、内容の充実にも努めていく。	公民館全館(59館)
多様な体験・活動と交流の機会の提供	・地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通して、健全に成長できる環境づくりを推進することを目的として、「子どもの居場所づくり事業(多世代交流会食)」を実施します。	多世代交流会食実施箇所数の拡大	2か所増	4か所増	A	周知方法の拡大に努めた結果、実施箇所数が目標を上回ったため。	引き続き事業を実施し、子どもの居場所づくりの拡大に努める。また、令和6年度は、補助事業の対象を拡大し、さらに事業実施団体数の増加を目指す。	2か所増
市民活動団体等の交	・市民活動団体など多様な主体が交流できる場を提供します。 ・市民活動サポートセンターを中心に、市民活動に関わるフェスティバルや交流イベント	フェスティバル来場者数	6,450人	5,058人	C	フェスティバル来場者数が目標値の90%を下回る5058人であったため。	SNSを活用した広報活動を積極的に行い、フェスティバルを広く周知することで、来場者数の増加につなげていく。	6,600人

感の活動や地域での交流が活発に行われてると感じる市民の割合

	ルの推進	・コミュニティ・スクールに係る研修会を実施します。 ・円滑な学校運営協議会の実施を支援します。	「学校での教育に役立つことができる地域にある素材や人材を豊富に知っているか」「に」「そう思う」「ややそう思う」と回答した委員の割合	90%	84.7%	B	「学校での教育に役立つことができる地域にある素材や人材を豊富に知っているか」「に」「そう思う」「ややそう思う」と回答した委員の割合	84.7%の肯定的回答を得たため、「B」評価とした。	取組をまとめた実践事例集の作成と周知・啓発を通して、学校運営協議会委員の当事者意識をさらに醸成するとともに、子どもたちの健全育成に向けた取組が実施されるよう支援する。	90%
域の活動や地域での交流が活発に行われてると感じる市民の割合	スクールサポートネットワークの推進	・多様な人々がネットワークを組み、社会総掛かりで子どもをはぐくむために、地域学校協働活動を推進していきます。 ・学校と地域の連絡・調整や多様な活動の企画・調整等を担う学校地域連携コーディネーターを配置するとともに、スクールサポートネットワーク協議会を開催します。 ・学校地域連携コーディネーターを対象とした研修会等において、コロナ禍の影響を踏まえた地域学校協働活動の実践事例を紹介するなど、学校と地域の連携・協働を一層推進します。	「学校での教育に役立つことができる地域にある素材や人材を豊富に知っているか」「に」「そう思う」「ややそう思う」と回答した学校の割合	86%	84.2%	B	学校と地域の連携・協働体制を構築するため、学校地域連携コーディネーターを対象とした各種研修の充実に努めた結果、令和4年度実績値の81.6%よりも2.6ポイント増加した。 目標値には届かなかったものの、おおむね達成することができたため、評価を「B」とした。	地域学校協働活動の要となる学校地域連携コーディネーターを全ての市立小・中・特別支援学校に配置する。 また、令和5年度に作成した実践事例集を用いた活動内容の共有やワークショップを行い、学校地域連携コーディネーターの更なる資質・能力の向上を図るとともに、各学校において、スクールサポートネットワーク協議会と学校運営協議会の連携・協働が図れるよう努める。 加えて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に係る協働活動を掲載した情報紙を発行し、学校内外へ広く周知するなど、学校と地域の連携・協働体制の構築を一層推進する。	86%	
	チャレンジスクールの充実	・土曜日や放課後等に学校などを活用し、地域住民、団体等の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の多様な活動を実施するチャレンジスクールを推進します。 ・ボランティアスタッフを対象とした研修会を実施します。 ・相談体制の強化等、感染症の流行下においても活動を継続できるよう、各校の実行委員会への支援を行います。	チャレンジスクールに参加して「よかった」「どちらかといえばよかった」と答えた子どもの割合	95%	97%	B	小学校において、放課後チャレンジスクールを2,093回、土曜チャレンジスクールを1,433回実施した。また、中学校においては、土曜チャレンジスクールを1,165回実施した。 97%の肯定的回答を得たため、「B」評価とした。	・参加児童生徒の満足度の向上や活動の選択肢の拡大に向け、民間のノウハウを活用した「学習プログラム」及び「体験プログラム」やオンラインプログラム等のさまざまなプログラムをより一層充実させ、ボランティアスタッフを対象とした研修会等を通じて各校チャレンジスクールに周知する。 ・教職インターンシップ制度を活用し、浦和大学及び芝浦工業大学からボランティアを引き続き受け入れる。また、埼玉大学や文教大学など、市内外の大学でボランティア募集の説明会を実施し、大学生ボランティアの拡充を図ると、大学との連携強化に努める。	95%	
や不安について、どこか相談してよいかかわらない、相談できる人や場所がないと感じる市民の割合	地域福祉推進委員会による地域のネットワークの構築	・地区社会福祉協議会をはじめとする地域の諸団体、関係機関などのメンバーの参画による行動計画の策定と進行管理の過程を通じ、地域課題の把握と共有、解決のための仕組みづくりの協議、実践、評価などを行うことにより、住民主体の地域福祉活動を推進する地域福祉推進委員会の設置、運営を支援します。	地域福祉推進委員会の設置地区数	46地区	43地区	B	市内52地区の地区社会福祉協議会のうち、行動計画の策定や推進管理などで43地区の地区社会福祉協議会において地域福祉推進委員会が設置され、運営された。	引き続き、策定後の地域福祉行動計画の進行管理を行うべく、地域福祉推進委員会の継続した開催が実施されるよう働きかける。	49地区	
	地域の関係者のネットワーク構築	・関係機関や多職種との更なる連携を進め、高齢者への個別支援の検討や地域の特性・課題の把握などを通じて、地域の関係者のネットワークの構築を図ります。	地域支援会議・地域支援個別会議の開催回数	330回	331回	B	地域支援会議・地域支援個別会議の開催回数が、目標値を達成したため。	地域ネットワーク構築のため、今後も会議の開催を支援していく。	330回	
	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	・地域包括ケアシステムの構築にあたり、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）の家族に対する支援の充実が実現できるよう、地域自立支援協議会にて協議します。 ・精神科医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、市全域での訪問支援（アウトリーチ）の実施を目指します。 ・地域の支援者等を対象とした研修会を実施します。	訪問支援実施区	8区で実施	8区で実施	B	新たに西区・桜区の協力連携機関に事業説明を行い、予定どおり8区で実施できたため。	10区で実施	10区で実施	
	子育て支援ネットワークの推進	・地域の子育て支援者及び相談に関わる専門職が、相談者本位の視点で各々の役割を理解し連携して子育て支援を行うため、情報交換会を行います。	情報交換会の開催	2回	4回	A	情報交換会を4回開催し、目標を達成したため。	地域の子育て支援者及び相談に関わる専門職が、相談者本位の視点で各々の役割を理解し連携して子育て支援を行うことができるよう、引き続き、情報交換会を行っていく。	2回	
	子ども・若者支援ネットワークの整備	・社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係機関が連携し効果的かつ円滑な支援をしていくために、ユースアドバイザー養成研修を開催し、子ども・若者に対する専門的な相談支援に対応できる「ユースアドバイザー」を養成します。	ユースアドバイザー養成人数	20人	22人	A	令和5年10月に研修を実施し、目標を上回る人数が受講したため。	引き続き研修を実施し、関係機関との連携を深める。	20人	
自殺対策の推進（地域支援者の養成）	・自殺のリスクがある人に気づき、適切な初期介入が行える人材を幅広く養成します。	支援者養成を目的として実施した研修の受講者数	210人	232人	A	目標人数を上回る人数を養成できたため。	継続実施	215人		
ひきこもり対策の推進	・不登校・ひきこもりの状態にある当事者が、社会とつながり、社会参加できるよう、電話や面接等による相談支援、グループ事業、リレート（ひきこもり）サポーター派遣等による支援を実施します。	思春期・成人期のひきこもり当事者グループに参加して満足した人の割合	90%	92%	B	当事者グループに満足度を尋ねるアンケートを実施し、満足した人の割合が目標値を概ね達成したため。	アンケート回答による希望プログラムや意見を考慮し、当事者グループの運営を実施する。	90%		

	認知症高齢者等に対する見守りの推進	・認知症高齢者等の安全確保とその家族への支援のため、行方不明となるおそれがある認知症高齢者等に2次元バーコードが印字された見守りシールを配布し、行方不明等が発生した際の身元確認や引き渡しを円滑に行うサービスを実施します。	見守りシールの配布数	40件	34件	C 見守りシールの配布数が目標40人に対し、実績が34件であり、目標達成に至らなかったため。	チラシの配布や医療、介護従事者等に会議の場等で周知を行い、利用者の増加を促していく。	40件
	心配ごと相談所事業	・住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言援助を行うことにより、福祉の増進を図ります。	相談員研修の開催数	年2回	年2回	B 集合型で1回、オンライン(動画配信)で1回実施し、定期的に相談員の研修の機会を設けることができたため。	相談内容の傾向や相談員の希望などを考慮して研修を企画する。精神疾患に関係する相談が増えているため、令和6年度は精神疾患の基礎知識を学ぶ研修を企画する。	年2回
	高齢者見守り活動の推進	・市社会福祉協議会と連携した地区社会福祉協議会の見守り活動への支援等により、地域の実情に合わせて実施される支え合い活動の活性化を図ります。	見守りの活動者数	6,200人	7,156人	A 目標を上回る人数が活動を行ったことにより、高齢者の安全で安心な生活の保障に寄与したため。	未実施地区に対して周知活動を行う。	6,250人
や不安について、どこか相談してよいかかわらない、相談できる人や場所がないと感じる市民の割合	官民連携による要支援世帯等の早期把握・発見	・支援が必要にもかかわらず、支援を受けることができない世帯や安否の確認を必要とする市民を早期に把握・発見し、孤立死・孤独死を未然に防止するため、民生委員・児童委員や地域住民等による地道な見守り活動に加え、ライフライン事業者や宅配事業者等の協力により、生活の異変に関する官民の情報伝達・情報共有のためのネットワークを構築します。	連絡会議の開催回数	1回/年	1回/年	B 協議会を1回開催し、目標値を達成したため。	締結事業者数の拡大を図るとともに、民生委員や福祉事務所等も含めた多様な関係機関と、通報実績や各機関の取組等について共有することで、さらに要支援世帯の早期発見につながる連携を強化してまいります。	1回/年
	子育て情報の一元的な発信	・市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、市内の官民の子育て支援情報を集約し掲載した「子育て応援ブック」を発行します。	子育て応援ブックの発行部数	50,000部	50,000部	B 目標値とする子育て応援ブックを発行し、子育て世帯に必要な情報の提供ができたため。	今後も、子育て応援ブックを通して、子育て世帯が、子育てに関する情報を必要とするときに入手することができるよう努めていく。	50,000部
	障害者への情報提供の充実	・聴覚障害者の社会参加とコミュニケーション手段の確保と聴覚障害者に対する理解を深めるために、手話通訳者、要約筆記者、要約講習会を実施するとともに、手話通訳者や要約筆記者(要約筆者)の派遣を行います。 ・障害者福祉に関するサービスなどをまとめたガイドブックを作成し、障害者等に配慮した情報提供に努めます。	手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記者養成講習会各コース開催	各コース開催	各コース開催	B 6コース全て開催できたため。	今後も事業の継続を行い、聴覚障害者の社会参加とコミュニケーション手段の確保と聴覚障害者に対する理解を深めていく。	各コース開催
	福祉まるごと相談窓口における相談支援	・複雑化・複合化した課題等を抱える相談者に対応するために、福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、課題を解きほぐし、活用可能な制度説明や各相談支援機関への適切なつながりを行う等、課題解決に向けた支援を実施します。	窓口利用者に対するアンケート調査により、「満足」「おおむね満足」と回答した割合	70%	93.8%	A 窓口利用者に対するアンケート調査において、目標値70%に対し93.8%となり、達成率が134%となったため。	福祉まるごと相談窓口では、福祉のさまざまな課題を抱えた方や、相談先がどこか分からずに困っている方などの福祉の総合相談窓口として役割を担ってきた。今後も複合化・複雑化する市民の課題に対応できる包括的な支援を行っていく。	80%
まるごと相談窓口相談者が、必要とする課題の相談窓口につながった割合	支援会議の開催	・複雑化・複合化した課題等を抱える相談者に対応するために、福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、支援会議を開催し、関係者間における情報共有や支援方針の検討を行う等、課題解決に向けた支援を実施します。	支援会議の開催回数	100回	129回	A 相談者の課題解決に向けた支援に取り組むにあたり、関係者間で情報共有や支援方針の検討等を行う支援会議を、目標値100回に対し129回開催し、達成率が129%となったため。	複雑化・複合化した課題等を抱える相談者に対応するため、今後も継続的に支援会議を開催し、関係者間における情報共有や支援方針の検討等を実施していく。	110回
	生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援	・生活困窮者の経済的自立を図るため、離職や減収した方に対し、福祉まるごと相談窓口とハローワーク(ジョブスポット)の連携によるワンストップ型の就労支援や、同窓口と各区に配置した就労支援員との連携による就労・増収に向けた相談・助言、求人開拓を行います。	支援を行った生活困窮者のうち、就労・増収に至った割合	65.0%	64.8%	B 支援を行った生活困窮者688人のうち、就職者が446人であり、64.8%が就労に至った。目標値65.0%に対し達成率が99.7%であり、目標をおおむね達成したと評価したため。	今後も関係機関や受託事業者、各区福祉事務所との連携を図ることで、効果的・効率的に支援を実施していく。	67.5%

子どもに対する学習機会と居場所の提供	・学習や居場所の環境が十分に準備されない生活困窮世帯の子どもが成長し、大人になって再び生活困窮に陥る「貧困の連鎖」を防止するため、小・中学生及び高校生等を対象とした学習支援教室を市内各所に設置し、対象者への参加勧奨やアウトリーチを通じて居場所支援や進学支援を行います。	教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の高校等進学率	99.0%	100.0%	B	生活保護受給世帯に属する中学生の教室参加者23人のうち、高校等に進学した者が23人であり、高校等進学率は100.0%であった。 目標値99.0%に対し達成率が101.0%であり、おおむね達成したと評価したため。	高校等進学率を引き続き維持していけるように、関係機関や受託事業、各区福祉事務所と連携を図って支援を実施していく。	99.5%
		教室参加者の出席率(小学生教室)	66.2%	75.5%	A	学習支援教室(小学生)を開催した結果、教室参加者の出席率が目標値66.2%に対し75.5%となり、達成率が114%となったため。	教室参加者の出席率をより向上していけるように、関係機関や受託事業者、各区福祉事務所との連携を図って支援を実施していく。	68.1%
安定した地域生活に向けた居住支援の推進	・安定した住居や生活の確保のため、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者や居宅移行支援の必要がある者に対し民間賃貸住宅等への入居を支援します。	居宅移行支援事業支援対象者で転居した割合	68.0%	79.3%	A	生活保護受給者等に民間賃貸住宅等への入居を支援した結果、転居した割合が目標値68%に対し79.3%となり、達成率が116%となったため。	今後も関係機関や受託事業者、各区福祉事務所との連携を図ることで、効果的・効率的に支援を実施していく。	69.0%
ホームレスの自立に向けた巡回相談支援の実施	・ホームレスが自らの意思で自立できるよう、専門相談員による巡回相談を実施し、ホームレスとの関係性を構築するとともに、生活や健康面の相談や年金受給の手続き、医療機関への受診勧奨等、対象者の希望や状況に応じた支援を福祉事務所等の関係機関と連携して実施します。	ホームレス1人当たりの巡回相談件数	12件	9件	C	ホームレスに対する巡回相談支援を実施した結果、ホームレス1人当たりの巡回相談件数が目標値12件に対し9件となり、達成率が75%となったため。	ホームレスに対し、より綿密に関係性を構築できるように巡回相談支援を行っていく。	12件
		関係機関につないだ件数	30件	38件	A	ホームレスに対する巡回相談支援を実施した結果、関係機関につないだ件数が目標値30件に対し38件となり、達成率が126%となったため。	ホームレスに対し、より綿密に関係性を構築できるように巡回相談支援を行っていく。	30件
地域包括支援センター(シニアサポートセンター)運営の充実(運営協議会、区連絡会、地域支援会議の充実)	・市民生活を支える重要な役割を果たす地域包括支援センターの適正で効率的な運営を図るとともに、関係機関や多職種との更なる連携を進めるため、運営協議会、区連絡会、地域支援会議などの充実を促進します。	各種会議の開催回数	352回	354回	B	運営協議会、区連絡会、地域支援会議などの開催回数が目標を達成したため。	地域包括支援センターの運営を充実するため、今後も継続して会議の開催の支援等を行う。	352回
障害者との相談窓口目録が、必要とする者の相談窓口につながった割合	・障害者(児)が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービス提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠なため、障害者福祉の関係者からなる「さいたま市地域自立支援協議会」等を設置し、関係機関によるネットワークの構築や社会資源に関する課題の改善等に向けた協議を進めます。	地域自立支援協議会開催回数	11回	11回	B	目標どおり地域自立支援協議会を11回開催することができたため。	障害者の支援体制の整備や課題解決に向けた検討を進めるため、各種協議会等の場で調査・審議を行う。	11回
		基幹相談支援センター設置数	追加1区	追加1区	B	目標どおり基幹相談支援センターを追加で1区設置することができたため。	令和7年度までに10区に設置する。	追加2区
		障害者支援地域協議会設置数	追加1区	追加1区	B	目標どおり障害者支援地域協議会を追加で1区設置することができたため。	令和7年度までに10区に設置する。	追加2区
子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭センター)による相談支援	・各区役所に設置した子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭センター)において、子どもやその家庭に関する幅広い相談を受け止め、関係機関と連携して必要な支援を実施します。	令和6年度までに児童相談所と支援拠点(子ども家庭センター)の新たな連携方策を含めた児童相談体制を強化	児童相談所と子ども家庭支援拠点(子ども家庭センター)の新たな連携方策を検討	検討を実施	B	児童相談所と子ども家庭支援拠点(子ども家庭センター)の新たな連携方策として、共通のシステムを導入することによる連携を検討したため。	システム導入について引き続き検討し、導入を行う。	新たな連携方策の実施。児童相談所と支援拠点の連携を踏まえた課題の整理と今後の方向性の検討
子育て支援総合コーディネート事業	・子育て家庭や子育て支援関係者の高いニーズである、「いつ・どこで・誰が・どんな事を行っているのか」という情報について、市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していきます。	子育て支援総合コーディネーターの設置箇所数	1箇所	1箇所	B	目標値とする子育て支援総合コーディネーターを設置し、子育てに関する情報を提供するとともに、必要に応じて、相談、助言等を行ったため。	今後も、市内の子育てに関する情報を集約し、情報提供等を実施していく。	1箇所
保育コンシェルジュ事業	・保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者からの保育施設に関する相談を受け、保護者の就労状況やニーズを踏まえながら、保育所や幼稚園、一時預かり保育、幼稚園の預かり保育等、情報の提供を行います。また、保育所に入所できなかった世帯への情報提供や状況確認を行うことで、保護者のニーズに沿えるようアフターフォローを行います。	利用者アンケートによる「サービスに満足した」と回答した人の割合	89%	85%	B	各区支援課に配置した保育コンシェルジュによる相談対応、情報提供、入所できなかった方へのアフターフォローを継続して行ったことにより、利用者アンケートにおいて満足度85%との結果になったため。	引き続き各区支援課に保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者への相談対応、情報提供等を実施していく。	90%
妊娠・出産包括支援事業	・保護者の育児不安等の軽減や孤立の防止を図り、家庭の養育力の向上を目指すため、区役所保健センター内に妊娠・出産包括支援センターを設置し、保健師、助産師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応	妊娠・出産について満足している人の割合(妊娠期から産後早期に助産師・保健師等専門職からの指導やケアを十分に受けられた)	76%	79.8%	B	妊娠・出産について満足している人の割合(妊娠期から産後早期に助産師・保健師等専門職からの指導やケアを十分に受けられた人の割合)は79.8%だったため。	令和5年度は、妊娠届出の窓口を妊娠・出産包括支援センターに統合したことで、母子健康手帳交付時に、より多くの妊婦に対して専門職による情報提供や相談ができるようになり、交付時の面接実施率は100.3%となった。 引き続き、妊娠早期に母子保健相談員等の専門職が妊婦全員と面接し、必要な支援につなげるため、子ども家庭センター(妊娠・出産包括支援センター)と関係機関と連携して	79%

		ます。		成	成		ための。	共有を図りより。	に1F成
	精神保健福祉士の区役所派遣事業	・区役所において、複雑化・多様化している精神保健福祉相談に対し、より迅速かつ専門的な対応を行うため、各区役所の福祉事務所等に精神保健福祉士を派遣し、職員の対応についての助言、研修等を実施します。	精神保健福祉士の派遣区数	10区継続	10区継続	B	10区で継続実施できたため。	継続実施	10区継続
	保健福祉の専門的人材の養成・確保	・質の高い福祉サービスの供給を目指し、より高度な保健福祉に関する知識・技術を有する人材の確保に努めていくために、市社会福祉協議会が設置する地域福祉情報・研修センターと連携し、その機能充実を支援します。 ・介護職員などの専門性を高め、より質の高いサービスを提供するため、介護サービス事業所の職員やその管理者、地域包括支援センター職員などを対象とした専門研修を実施します。また、介護保険サービス事業者連絡協議会や介護支援専門員協会と連携し、人材の養成・確保に努めます。	研修実施回数	6回	6回	B	年2回測定したため。	引き続き、年2回の効果測定を実施する。	効果測定2回
社まらごと相談窓口相談者が、必要とする要の相談窓口につながった割合	電子窓口サービスの推進	・各種届出や申請などの手続きが、自宅や公共施設のパソコン、スマートフォンなどを通して簡単にできるシステムを構築し、市民のサービス利用の利便性を高めるとともに、効率的で迅速な対応に努めます。 ・市民が、自ら主体的に健康づくりに取り組めるよう、分かりやすい情報・サービスの提供体制の構築に努めます。	オンライン化された窓口手続の割合	65%	69%	B	埼玉県市町村電子申請サービスの共同利用、全庁的なオンライン化の進捗管理や、窓口手続のオンライン化に伴うBPR支援を行うことで、目標値をおおむね達成できたため。	引き続き、埼玉県市町村電子申請サービスの共同利用、全庁的なオンライン化の進捗管理を行いつつ、未オンライン化手続の所管課への個別ヒアリングや支援を行うことで、R6目標値である80%の達成を目指す。	80%
	社会福祉法人・社会福祉施設等の指導監査の充実	・市内の社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保し、市民に対する福祉サービスの向上を図るため指導監査の充実にも努め、その結果を公表します。利用者だけでなく、施設職員の処遇についても必要な助言・指導を行い、適切な職員処遇の確保を図ります。	指導監査の実施率	100%	102%	B	令和5年度指導監査実施計画における実施数は539件であったが、実績数は550件であったため。 令和4年度は目標に対し114%の実績であったが、令和5年度は目標に対し102%の実績であった。 社会福祉法人・社会福祉施設の適正な運営を確保し、本市における福祉サービスの向上に寄与した。	あらゆる状況下においても効果的な指導監査を行えるよう、実施手法の再構築等を検討していく。	100%
	ワークステーションさいたまにおける就労支援の実施	・就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、国が行う職業相談・紹介と連携し、働く意欲を持つあらゆる求職者等を対象に、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施します。	ワークステーションさいたま施設利用者数	10,100人	10,189人	B	就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、国が行う職業相談・紹介と連携し、あらゆる求職者等を対象に、キャリアコンサルティングや内職相談、就労支援等を実施した結果、施設利用者数が10,189人となり、目標をおおむね達成したため。	引き続き、埼玉労働局やハローワーク等の関係機関と連携を取りながら、効果的な就労支援を実施する。	10,200人
	日常生活支援等の推進	・認知症等の高齢者、知的障害者や精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）等の判断能力が不十分な方に対して、安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービス利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭の支払い等の援助、また必要な方には書類等預かりサービスを行います。	新規契約件数の増加	33件	20件	C	専門員による契約に向けた訪問を年間224回行ったが、契約までに至ったケースは20件となったため。	契約に必要な事務手続きについて省力化を図ることにより、専門員による契約に向けた訪問に重点的に取り組む。また、利用者や関係機関が期待する支援と、本事業で可能な支援のミスマッチが見られるため、関係機関向けの事業案内等の作成を行う予定。	33件
内居住者の成年後見制度利用者数	権利擁護に係る地域連携ネットワークの活性化	・地域における成年後見制度利用促進に向けた課題及び中核機関の在り方等について意見を伺う「さいたま市成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会」において、地域で権利擁護を担う関係団体等と定期的な意見及び情報交換を行うことを通じて、効果的な連携・協力体制を強化することで、成年後見制度の利用を必要としている市民が適切に制度を利用できる環境の整備に寄与します。	さいたま市成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会の開催数	4回	4回	B	協議会を4回開催し、目標値を達成したため。	ネットワークのさらなる強化のため、引き続き定期的に協議会を開催し、課題の共有や情報交換を行う。	4回
	市民後見人の養成	・市民後見人を養成するための講座を開催することにより、地域の権利擁護を担う市民後見人を養成し、成年後見制度の利用者増に対応します。	市民後見人候補者名簿登載者数	25名	25名	B	令和5年度末の登録者数は25名であり、目標値を達成したため。	令和6年度から令和7年度にかけて、第8期市民後見人養成研修を実施しているところであり、研修修了者の中から新たな名簿登録者を選考する。	29名
		・「成年後見制度利用促進法」に基づき、高齢、障害者権利擁護センター（中核）に、地域					目標120件に対し、実績が283件（達成率	引き続き、相談窓口において成年後見制度の利用に関する市	

内居住者の成年後見 制度利用者数	の推進	ター)等の機関の職員を対象として、対応力を向上させるための研修を行います。同機関に対し、必要に応じて弁護士等からの助言を受ける機会を提供します。							
	障害者の権利の擁護 の推進	・障害のある方が、自らの主体性をもって安心した生活を送ることができるよう、民間事業所等に対し、障害者への差別の解消や合理的配慮を推進するための取組を実施するとともに、障害福祉サービス事業所等を対象とした障害者への差別の解消、虐待の防止に関する研修を実施します。 ・虐待により緊急に分離保護が必要な障害者の保護及び身の安全確保を行います。	差別の解消等の研修アンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合	80%	98.7%	A	差別解消等の研修において、「役に立った」と回答した事業所職員の割合が、80%の目標に対し、98.7%であったため。	引き続き、障害福祉サービス事業所等を対象とした障害者への差別の解消に関する研修を実施していく。	85%
			虐待防止研修アンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合	80%	86件	B	80%の目標に対して98%の実績となり、120%以上目標を上回ったため。	障害福祉サービス事業所職員に対し、障害者虐待防止研修を実施し、障害者の権利擁護に関する周知啓発を行う。	85%
保護が必要な虐待事案の保護率			1	100%	B	保護が必要な虐待事案等が発生した場合に緊急保護を実施し、目標を達成することができたため。	引き続き、保護が必要な虐待事案等が発生した際、各関係機関が迅速に連携し、確実に緊急保護を実施する。	1	
児童虐待対策の充実	・虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもについての情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関の連携強化を図り、虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るための体制を整えます。 ・児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、市民の方に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務や相談機関の周知を図ります。	実施施策数	9	9	B	児童虐待防止啓発のため「オレンジリボンキャンペーン」を実施し、大宮アルディージャとの連携・共同による広報活動や児童虐待防止啓発用ポスターの掲出等を行ったため。	引き続き、児童虐待防止啓発活動を実施する。	9	
		子ども虐待防止フォーラム参加者のうち参考になったと回答した人の割合	90%以上	94.6%	B	子ども虐待防止フォーラムを開催し、回答が得られた参加者のうち、「参考になった」と回答した割合が90%以上であったため。	引き続き、子ども虐待防止フォーラムを開催する。	90%以上	
児童虐待相談体制の強化	・増加する児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応を確保するため、関係機関と連携を深め、専門性を高めるための職員の育成を行い、あらゆる児童相談に対応できる体制を推進します。	研修の実施回数 ケースカンファレンス実施回数	研修回数16回 ケースカンファレンス実施回数65回	研修回数14回 ケースカンファレンス実施回数54回	C	・研修内容を精査したため(施設見学の停止など)。 ・ケースワーカーの申込ニーズがなかったため。	・引き続き研修内容を精査する。 ・ケースワーカーへの周知を行う。	研修回数16回 ケースカンファレンス実施回数65回	
ドメスティック・バイオレンス対策の強化	・配偶者等からの暴力防止のための啓発事業を行うとともに、被害に苦しむ女性に対する相談事業を実施します。 ・市の関係部署や関連施設及び県婦人相談センター、県男女共同参画推進センター、警察、民間シェルターなどと連携しながら、予防から自立までのサポート体制を充実させ、迅速・適切な対応が図れるよう努めます。	DV被害者への相談支援件数	1,150件	1356件	A	目標値を上回る相談件数となったため。	今後も継続して関係機関等と連携をしながら、予防から自立までのサポート体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知を行っていく。	1,200件	
		避難施設への補助金の交付件数	2件	2件	B	避難施設へ補助金交付の目標値2件に対し、2件交付したため。	引き続き、避難施設への補助金交付を実施する。	2件	
福祉まるごと相談窓口による相談支援【再掲】	・複雑化・複合化した課題等を抱えるケアラーに対応するために、福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、課題を解きほぐし、活用可能な制度説明や各相談支援機関への適切なつなぎを行う等、課題解決に向けた支援を実施します。	窓口利用者に対するアンケート調査により、「満足」「おおむね満足」と回答した割合	70%	93.8%	A	窓口利用者に対するアンケート調査において、目標値70%に対し93.8%となり、達成率が134%となったため。	福祉まるごと相談窓口では、福祉のさまざまな課題を抱えた方や、相談先がどこか分からずに困っている方などの福祉の総合相談窓口として役割を担ってきました。今後も複合化・複雑化する市民の課題に対応できる包括的な支援を行っていきます。	80%	
福祉まるごと相談窓口において把握した支援必要としているケアラーのうち、適切な支援につながった割合	・子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭センター)による相談支援【再掲】	令和6年度までに児童相談所と支援拠点(子ども家庭センター)の新たな連携方策を含めた児童相談体制を強化	児童相談所と子ども家庭支援拠点(子ども家庭センター)の新たな連携方策を検討	検討を実施	B	児童相談所と子ども家庭支援拠点(子ども家庭センター)の新たな連携方策として、共通のシステムを導入することによる連携を検討したため。	システム導入について引き続き検討し、導入を行う。	新たな連携方策の実施。児童相談所と支援拠点との連携を踏まえた課題の整理と今後の方向性の検討	
子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭センター)において把握した支援必要としているケアラーのうち、適切な支援につながった割合	・電話による相談支援	実施	実施	実施	B	ケアラー電話センターを継続して設置し、様々な悩みや心配事・不安を抱えたケアラーからの相談に応じ、心身の負担の軽減や解消を図れたため。	今後もケアラーからの相談に対応するため、ケアラー電話相談センターを設置する。	実施	
		・ケアラーの認知度向上を図り、ケアラー支							

実施 要保護児童対策地域協議会に関する職員向けの研修実施	・要保護児童対策地域協議会に関わる職員向けにヤングケアラー支援に関する研修を実施します。	研修会の開催回数	1回	1回	B	要保護児童対策地域協議会に関わる職員等を対象に、ヤングケアラー支援に係る研修会を開催したため。	引き続き研修を行う。	1回
学校における教職員、専門職向けの研修実施	・教職員、スクールソーシャルワーカー等の専門職向けにヤングケアラー支援に関する研修を実施します。	教職員、スクールソーシャルワーカー等の専門職向けにヤングケアラー支援に関する研修回数	4回	10回	A	管理職、教育相談主任、スクールソーシャルワーカー等の専門職の研修会において、ヤングケアラーのケアや支援についての研修を実施することができた。	今後も、教職員及びスクールソーシャルワーカー等の専門職向けにヤングケアラーに関する研修会を実施し、ヤングケアラーの実態把握とその後のケアや支援につなげることができるようになる。	4回
在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業	・医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者を介助する家族の精神的及び身体的な負担を軽減するための支援(レスパイト)を促進するため、市内に住所を有する重症心身障害児者を受け入れる事業者に対し、助成金を交付します。	助成金の対象事業者が重症心身障害児者を受け入れた日数	1,700日	1,540日	B	利用日数の実績値が目標値の約91%であったため。	医療的ケアが必要な重症心身障害児者の家族の支援のためにも事業を継続し、周知を行ってゆく。	1,700日
日中一時支援事業における夕方支援の実施	・保護者であるケアラーの就労機会の拡大を目的とし、生活介護等の通所施設利用後の、夕方以降の預け先を確保するため、日中一時支援事業における夕方支援を実施します。	市内事業所における夕方支援実施事業所数	5事業所	6事業所	A	令和5年度に2事業所の新規登録があり、120%以上目標を上回ったため。	令和6年度から障害児通所支援利用後の日中一時支援の夕方支援利用が可能となったことから、生活介護事業所等のみならず、障害児通所支援の事業所にも登録について働きかけてゆく。	6事業所
生活支援ショートステイ事業	・ケアラーが病気等により介護が困難な場合に、高齢者等を緊急避難的に特別養護老人ホーム等に入所させ介護者の負担を軽減します。	生活支援ショートステイ事業利用者人数	130名	174名	A	利用者人数が目標値を上回って達成したため。	介護者の負担軽減のために引継ぎ事業を実施する。	135名
ヤングケアラー訪問支援事業	・ヤングケアラーがいる家庭を、支援員が訪問し、抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減します。	負担が軽減したと回答した対象家庭の割合	85%以上	83%	B	令和6年3月末時点で訪問支援を行っている8世帯にアンケートを行った結果、回答が得られた世帯のうち、「負担が軽減した」と回答した割合は83%であったため。	引き続き訪問支援を行う。	85%以上
子育てヘルパー派遣事業	・体調不良で、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいないなど、妊娠中や産褥期を含め、一定条件を満たす子育て家庭に保護者の在宅時にヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行うことにより、体調不良時における子育て負担の軽減を図ります。また、保健所・保健センターが実施する各種母子保健事業により、虐待予防の視点から把握された養育支援が必要である家庭に対してヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行います。	負担が軽減したと回答した子育て世帯の割合	86%	84%	B	家事や育児を行うことが困難な子育て家庭に、ホームヘルパーによる家事や育児の援助を実施し、目標値をおおむね達成したため。	今後も、子育てヘルパー派遣事業により、子どもの養育の安定や養育者の育児不安の軽減等、安心して子育てができる環境づくりを推進していく。	87%
指定難病医療講演会の開催	・指定難病受給者とその家族に対して、難病に関する講演会・交流会を実施します。	講演会・交流会を実施した回数	年2回	年4回	A	目標を上回って達成したため。	定期的に講演会・交流会を実施する予定。	年3回
依存症家族教室の開催	・アルコール、薬物、ギャンブルなどの依存症に関わる問題を抱えている方のご家族を対象に、依存症に関する正しい知識や適切な対応方法を学ぶなど、家族の回復を支援する依存症教室を開催します。	参加者アンケートにて、今後の対応や生活に「役立つであろう」と回答した割合	85%以上	88%	B	参加者アンケートにて、今後の対応や生活に「役立つであろう」と回答した割合について88%となり、目標値85%をおおむね達成できたため。	継続実施	85%以上
高次脳機能障害「家族教室」の開催	・高次脳機能障害を抱えた当事者の家族の方が集い、障害に関する症状や対応方法等を学ぶとともに、講座や家族間の気持ちの分かち合いを通じて、負担感や孤独感の軽減を図るための家族同士の情報共有の場、高次脳機能障害「家族教室」を開催します。	参加者アンケートによる高次脳機能障害「家族教室」について「満足した」と回答した割合	90%	100%	A	高次脳機能障害「家族教室」を1回開催し、参加者アンケートで「満足した」との回答が100%であったため。	高次脳機能障害「家族教室」の開催を継続する。	90%
ペアレントトレーニング等による支援	・発達障害児を持つ保護者を対象に、障害児の行動理由を探り対応方法を考え実施することや、行動変容の技術習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニングを実施します。	ペアレントトレーニングの受講者数	24組	22組	B	対象世帯は22組だったが、両親参加が4組あり受講者数は26名だったため、B評価とした。	事業を継続する。	24組
慢性疾患をもつお子さんと保護者の交流会の開催	・小児慢性特定疾病医療給付制度を利用している患者、家族の方を対象に交流会を実施します。	交流会を実施した回数	年1回	年3回	A	目標を上回って達成したため。	定期的に講演会・交流会を実施する予定。	年2回
発達障害児者及び家族等支援事業(ペアレントメンター事業)	・埼玉県と本市が実施する各種研修を受講したペアレントメンターが、発達障害のある子どもを育ててきた経験を活かし、同じ保護者の立場として専門家とは違った視点で発達障害のある子どもの子育てに悩まれている保護者の話を聞いたり、情報提供を行うなど、「同じ立場の保護者による家族支援」を実施します。	ペアレントメンター相談・交流会等参加者数(延べ)	75人	85人	A	目標を上回って達成したため。	ペアレントメンター相談・交流会を継続する。	75人

社まるごと相談窓口
において把握した支援
必要としているケア
ラーのうち、適切な支援
につながった割合
.....
子ども家庭総合支援拠
点(子ども家庭センター)
において把握した支援
必要としているヤング
ケアラーのうち、適切な
援につながった割合

	介護者サロンの開催	・地域包括支援センター主催で、介護者同士の情報交換、悩みごとの相談、介護技術の講習等を行う介護者サロン(認知症カフェを含む)を開催します。	「サロン」を開催した回数	900回	714回	C	地域包括支援センター主催の介護者サロンの開催回数が、目標値に至らなかったため。	地域包括支援センターと連携し、目標値を達成できるような活動を支援していく。	900回
	介護者カフェの開設支援	・介護者がほっとひと息つきたい時に立ち寄ることができ、気軽に会話を楽しみ、何もせずゆったり過ごしてもらえる場所として、多様な運営形式による介護者カフェの開設を支援します。	「カフェ」の開催箇所数(R6からは別の指標に変更予定)	30箇所	30箇所	B	30箇所開催することができ、目標値を達成できたため。	R6以降の新たな目標値を継続して達成するため、活動を推進していく。	1回当たり6人以上
	若年性認知症の本人・家族交流の場「リンカフェ」の開催	・若年性認知症を抱えた当事者の方、家族、支援者が自由に過ごせる場「リンカフェ」を開催します。	リンカフェの開催(1回/週)	開催(1回/週)	開催(約1.6回/週)	A	年間90回開催することができ、目標の110%を上回る結果となったため。	引き続き定期的に開催し、当事者の社会参加活動を推進していく。	開催(1回/週)
址まるごと相談窓口において把握した支援必要としているケアのうちの適切な支援につながった割合	子どもに対する学習機会と居場所の提供【再掲】	・学習や居場所の環境が十分に準備されない生活困窮世帯の子どもが成長し、大人になって再び生活困窮に陥る「貧困の連鎖」を防止するため、小・中学生及び高校生等を対象とした学習支援教室を市内各所に設置し、対象者への参加勧奨やアウトリーチを通じて居場所支援や進学支援等を行います。	教室参加者の出席率(中高生教室)	45.2%	53.2%	A	学習支援教室における教室参加者の出席可能日数21,449日のうち、出席日数が11,417日であり、出席率は53.2%であった。目標値45.2%に対し達成率が117.7%であり、目標を達成したと評価したため。	教室参加者の出席率をより向上していけるように、関係機関や受託事業者、各区福祉事務所との連携を図って支援を実施していく。	47.6%
			教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の高校等進学率	99.0%	100.0%	B	生活保護受給世帯に属する中学生の教室参加者23人のうち、高校等に進学した者が23人であり、高校等進学率は100.0%であった。目標値99.0%に対し達成率が101.0%であり、おおむね達成したと評価したため。	高校等進学率を引き続き維持していけるように、関係機関や受託事業、各区福祉事務所と連携を図って支援を実施していく。	99.5%
			教室参加者の出席率(小学生教室)	66.2%	75.5%	A	小学生学習支援教室における教室参加者の出席可能日数1,586日のうち、出席日数が1,198日であり、出席率は75.5%であった。目標値66.2%に対し達成率が114.0%であり、目標を達成したと評価したため。	教室参加者の出席率をより向上していけるように、関係機関や受託事業者、各区福祉事務所との連携を図って支援を実施していく。	68.1%
子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭センター)において把握した支援必要としているヤングケアラーのうち、適切な支援につながった割合	生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援【再掲】	・生活困窮者の経済的自立を図るため、離職や減収した方に対し、福祉まるごと相談窓口とハローワーク(ジョブスポット)の連携によるワンストップ型の就労支援や、同窓口と各区に配置した就労支援員との連携による就労・増収に向けた相談・助言、求人開拓を行います。	支援を行った生活困窮者のうち、就労・増収に至った割合	65.0%	64.8%	B	支援を行った生活困窮者688人のうち、就職者が446人であり、64.8%が就労至った。目標値65.0%に対し達成率が99.7%であり、目標をおおむね達成したと評価したため。	今後も関係機関や受託事業者、各区福祉事務所との連携を図ることで、効果的・効率的に支援を実施していく。	67.5%
若者自立支援ルームの運営	・義務教育終了後から30歳代までの市民を対象に、就業や復学に向け、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を行います。	若者自立支援ルーム利用者アンケートで、自立に向かっていと回答した方の割合	66%	75%	A	個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、目標を上回ったため。	困難を抱える若者は年々増加傾向にあるため、引き続き支援方法や運営方法を検討し、より多くの若者が自立を果たせるよう取組む。	67%	
ワークステーションさいたまにおける就労支援の実施	・就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、国が行う職業相談・紹介と連携し、働く意欲を持つあらゆる求職者等を対象に、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施します。	ワークステーションさいたま施設利用者数	10,100人	10,189人	B	就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、国が行う職業相談・紹介と連携し、あらゆる求職者等を対象に、キャリアコンサルティングや内職相談、就労支援等を実施した結果、施設利用者数が10,189人となり、目標をおおむね達成したため。	引き続き、埼玉労働局やハローワーク等の関係機関と連携を取りながら、効果的な就労支援を実施する。	10,200人	
地域若者サポートステーションさいたまにおける職業的自立支援の実施	・働くことに悩みを抱える15歳から49歳までの方及びその家族を対象に、国と協働で運営する「地域若者サポートステーションさいたま」において、カウンセリング・セミナー等の各種職業的自立支援を実施します。	地域若者サポートステーションさいたまセミナー等参加者満足度	90%	99.2%	A	「地域若者サポートステーションさいたま」において、働くことに悩みを抱える方やその家族を対象に、カウンセリング・セミナー等の各種職業的自立支援を実施した結果、セミナー等参加者満足度が99.2%となり、目標を上回って達成したため。	引き続き、埼玉労働局やハローワーク等の関係機関と連携を取りながら、効果的な就労支援を実施する。	90%	
高齢分野のケアラー実態調査	・高齢者のケアラーの実態やニーズを把握するための調査を実施します。	ケアラーの実態やニーズ把握のための調査実施回数	1回	1回	B	ケアラーの実態調査を1回実施し、目標を達成した。	引き続きケアラーの実態調査を実施する。	1回	
障害分野のケアラー実態調査	・障害児者のケアラーの実態やニーズを把握するための調査を実施します。	ケアラーの実態やニーズ把握のための調査実施回数	1回	1回	B	目標どおり障害児者のケアラーの実態を把握するための調査を1回実施したため。	引き続き、ケアラーの実態やニーズ把握をするための調査を実施し、ケアラー支援に役立てていく。	1回	
ヤングケアラー実態調査	・市立学校に通う児童生徒のヤングケアラーの実態やニーズを把握するための調査を実施します。	市立学校に通う児童生徒のヤングケアラーの実態やニーズを把握するための調査回数	1回	1回	B	各学校において、ヤングケアラーと思われる児童生徒に対して、現在の状況やお世話の内容等の聞き取りをし、その内容を報告する形で調査を行ったことで、100%回答を得ることができたため。	今後も、日常の児童生徒の観察や面談、教育相談週間(日)の面談等においてヤングケアラーと思われる児童生徒に対して、現在の状況やお世話の内容等の聞き取りをし、その内容を報告する形で調査を行う。	1回	

<p>が安心して暮らせる まいが確保されてい と感じる市民の割合</p> <p>近な公共交通や安全 生活道路が整備され いとを感じる市民の 割合</p>	<p>公共施設のバリアフ リー化の推進</p>	<p>「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例 に基づく公共的建築物の整備を促進するた め、市民や関係事業者などに対する意識啓 発を推進します。また、車いす使用者用駐 車施設の適正利用や視覚障害者誘導用ブ ロック上の迷惑駐車防止等についても、意 識啓発を推進します。」</p>	<p>オストメイト対応トイレ を設置した市有施設 数</p>	<p>81施設</p>	<p>291施設</p>	<p>A</p>	<p>オストメイト対応トイレの設置について、各 所に調査した結果、291施設で設置してい たため。 (R5調査から、調査対象に学校が追加され たことから、R6以降の目標値を上方修正)</p>	<p>設置についての周知啓発を継続してまいり ます。</p>	<p>295施設</p>
	<p>バリアフリーに関する 意識啓発</p>	<p>「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例 に基づく公共的建築物の整備を促進するた め、市民や関係事業者などに対する意識啓 発を推進します。また、車いす使用者用駐 車施設の適正利用や視覚障害者誘導用ブ ロック上の迷惑駐車防止等についても、意 識啓発を推進します。」</p>	<p>啓発物の配布箇所数</p>	<p>515箇所</p>	<p>505箇所</p>	<p>B</p>	<p>啓発物の配布箇所数については、市有施設 等505箇所に設置したほか、区役所の電光 掲示板でも周知を行った。ポケットティ ッシュにQRコードをつけて、HPを見てもら うよう周知を行った。</p>	<p>今後も周知方法を検討しながら、啓発を続 けてまいります。</p>	<p>520箇所</p>
	<p>だれもが住みよい福 祉のまちづくりの推 進</p>	<p>「心のバリアフリー」を啓発するための取組 として、障害のある方や福祉関係団体等 の協力を得て、市内の小中学校において 福祉のまちづくりを地域ぐるみで学び合 う「さいたま市福祉のまちづくりモデル地 区推進事業」を実施します。</p>	<p>モデル地区推進事業 参加者アンケートによる 「理解度」</p>	<p>90%</p>	<p>95.3%</p>	<p>B</p>	<p>大谷場東小学校5年生を対象にモデル地 区推進事業を実施した。様々な団体に協 力していただき、児童の理解度について 目標値を上回る95.3パーセントとな った。</p>	<p>学校や団体との連携の他に、地域の 人や団体に関わってもらえるよう努 めてまいります。</p>	<p>90%</p>
	<p>介護予防住宅の普及 促進</p>	<p>「生活機能評価を受診した結果、身体機能 の低下により要支援・要介護状態となる 恐れが高いと診断された高齢者を対象 に、居宅の改善をするための経費の全部 または一部の補助を行います。」</p>	<p>補助金交付件数</p>	<p>79件</p>	<p>86件</p>	<p>B</p>	<p>補助金交付件数が目標値をおおむね達 成したため。</p>	<p>高齢者の介護予防のため、引き続き居 住環境の改善についての補助を実施す る。</p>	<p>84件</p>
	<p>居宅改善整備費の補 助</p>	<p>「肢体不自由の方の暮らしを支援するた め、居室、浴室、便所などの居宅の一部 を改修する場合の経費を補助します。」</p>	<p>補助件数</p>	<p>5件</p>	<p>14件</p>	<p>A</p>	<p>実績値が目標値を上回ったため</p>	<p>下肢、体幹の肢体不自由の方の自立 した生活を支援するため、居室、浴室、 便所などの住居の一部を改善する整 備費に対して、経費の補助を継続して 実施して行く。</p>	<p>5件</p>
	<p>住まいに関する情報 提供の推進</p>	<p>「住まいに関する情報や相談先を集約し た住宅ガイドを作成し、ホームページ等 での周知を図ります。」</p>	<p>発行部数</p>	<p>1,800部</p>	<p>1,800部</p>	<p>B</p>	<p>住まいに関する情報や相談先を集約し た住宅ガイドを1,800部作成し、各 区役所情報公開コーナーに配架する とともに市報及び市ホームページ等 での周知を図ったため。</p>	<p>国や県等の最新の施策状況を把握し 掲載内容の更新を行うとともに、新 規事業の掲載を図ります。なお、ガ イドについてはデジタル化を図りペ ーパー化を促進するため、R7の発行 部数を1,200部とする。</p>	<p>1,800部</p>
	<p>セーフティネット住宅 の登録の推進</p>	<p>「高齢者、障害者等の住宅確保要配 慮者の居住の安定確保を図るため、セ ーフティネット住宅登録制度について、 不動産事業者等に周知・啓発を図り、 セーフティネット住宅の登録を促進し ます。」</p>	<p>セーフティネット住宅 登録戸数</p>	<p>5,800戸</p>	<p>6,501戸</p>	<p>A</p>	<p>市報及び市ホームページ等による 広報・周知活動を行うことで、目標 指標であるセーフティネット住宅登 録戸数は6,501戸となり、目標指 標を上回ることができたため。</p>	<p>市報及び市ホームページ等による 広報・周知活動を継続しながら、不 動産事業者等を対象とする居住支 援セミナーを開催することで制度 周知を図る。</p>	<p>5,900戸</p>
	<p>高齢者、障害者等の 住宅確保要配慮者の 民間賃貸住宅への入 居の支援</p>	<p>「さいたま市居住支援協議会の構成 団体等と連携し、高齢者、障害者等 の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅 への入居を支援します。」</p>	<p>居住支援に係る連携 団体数</p>	<p>8団体</p>	<p>9団体</p>	<p>B</p>	<p>さいたま市居住支援協議会の構成 団体等と連携し、住宅確保要配慮者 の民間賃貸住宅への円滑な入居の 促進について必要な措置を協議し 、居住支援法人との交流会や区役 所職員等を対象とした居住支援研 修会を実施したため。</p>	<p>引き続き構成団体等と連携し、居 住支援法人との交流会や居住支援 研修会を行うとともに、相談体制 の整備、拡充を進め、住宅確保要 配慮者の民間賃貸住宅への円滑な 入居の促進を図る。</p>	<p>9団体</p>
	<p>公共交通のバリアフ リー化推進</p>	<p>「バリアフリー施設の設置が必要な 鉄道駅について、事業者と連携を図 りながらバリアフリー施設を整備し ます。 ・ノンステップバス導入に対する補 助を行います。」</p>	<p>バリアフリー設備の補 助</p>	<p>京浜東北線大宮 駅のホームドア 整備設置完了</p>	<p>京浜東北線大宮 駅のホームドア 整備設置完了</p>	<p>B</p>	<p>鉄道事業者との協議や補助金の交 付を行った結果、令和5年度中に 京浜東北線大宮駅のホームドア 整備設置が完了したため。</p>	<p>引き続き、バリアフリー施設の設 置が必要な鉄道駅について、事 業者と連携を図りながらバリアフ リー施設を整備します。</p>	<p>市内駅のホームドア早期設置を 要望</p>
			<p>ノンステップバスの導 入率</p>	<p>69.0%</p>	<p>79.1%</p>	<p>A</p>	<p>バス事業者との協議や補助金の交 付を行った結果、目標値を上回る 実績となったため。</p>	<p>引き続き、バス事業者との協議 やノンステップバス導入にかかる 費用の一部をバス事業者への補 助を行う。</p>	<p>69.0%</p>
<p>身近な公共交通の充 実</p>	<p>「コミュニティバス等の新規導入・運 行改善について、地域組織への技 術的支援、事業者との調整を行 います。」</p>	<p>地域組織等との会議</p>	<p>15回</p>	<p>51回</p>	<p>A</p>	<p>市民が主体的に取り組めるよう、 積極的に支援を行った結果、とも に目標値を上回る実績となったた め。</p>	<p>コミュニティバス等については、 新規導入・運行改善について、 地域組織への技術的支援、事業 者との調整を行います。</p>	<p>15回</p>	

地域と共に取り組む 防災対策の推進	・防災ガイドブックの配布など、防災啓発を実施することで、食料等の備蓄、家具の転倒防止対策、マイタイムラインの作成、災害種別に応じた緊急避難場所の認識など、災害時に自分の命を守る行動がとれるよう、市民一人ひとりの防災の理解力向上を促進します。あわせて、新型コロナウイルス感染症等拡大防止のため、分散避難並びに避難時の衛生用品等の携行を啓発します。 ・迅速な被災者支援を実現するため、罹災証明書交付に係るシステムの再構築や被災者支援策の周知等を行います。 ・障害者福祉施設等の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率の向上に向け、周知・啓発を行い、避難時に配慮を要する方の避難体制の確保を進めます。	浸水想定区域における障害者支援施設等の避難確保計画策定率	100%	100%	B	浸水想定区域における障害者支援施設等の避難確保計画策定率について、100%の目標に対し、100%であったため。	引き続き、障害者福祉施設等の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率の向上に向け、周知・啓発を行っていく。	100%
		防災アプリ累計登録件数	30,000件	35,761件	A	目標を上回って達成したため	引き続き、防災アプリの登録件数増加に向け、デジタルサイン・SNSを活用するなど、さまざまな媒体・手段で周知・啓発を行います。	35,000件
防災教育の推進	・防災教育を推進し、児童生徒の災害による被害を防止・軽減します。子どもたちが自らの判断で主体的かつ適切に行動し、自分の身を守る「自助」、積極的に地域に貢献する「共助」ができるよう防災教育を推進します。	地震や火事のと看、どのように避難したり、身を守ったりすればよいか、知らないと回答した児童生徒の人数	20%減	28.9%減	A	防災教育カリキュラムを活用した授業の実施について、安全教育主任研修会等で周知したことにより、地震や火事のと看、どのように避難したり、身を守ったりすればよいか、知らないと回答した児童生徒の人数が28.9%減少したため。	引き続き子どもたちが自らの判断で主体的かつ適切に行動し、自分の身を守る「自助」、積極的に地域に貢献する「共助」ができるよう防災教育を推進していく。	25%減
自主防災組織の育成 支援	・自主防災組織の育成・強化のため、各種補助金を交付します。 ・新型コロナウイルス感染症等の流行下における自主防災組織活動の運営指針を整備・周知します。 ・防災士資格取得補助及び防災アドバイザーの養成をします。 ・防災アドバイザー活用による地区防災計画策定支援をします。	地区防災計画策定数	10組織増	10組織増	B	目標の10組織増に対して、実績が10組織増で達成率が100%であったため。	引き続き、自主防災組織に対する補助金の交付や、防災アドバイザーの養成、防災アドバイザーによる地区防災計画策定支援を行い、地域防災力の向上を図ります。	10組織増
		避難行動要支援者名簿活用訓練の実施状況	580組織	580組織	B	目標の580組織に対して、実績が580組織で達成率が100%であったため。	引き続き、自主防災組織に対する補助金の交付を行い、地域防災力の向上を図ります。	640組織
		防災アドバイザー新規登録人数(うち、半数を女性アドバイザー育成)	10人増(5人)	12人増(5人増)	A	目標の10人増に対して、実績が12人増で達成率が120%であったため。	引き続き、防災アドバイザーの養成により地域防災力の向上を図ります。	10人
防災訓練を通じた災害 対応力の更なる強化	・九都県市合同防災訓練(さいたま市会場)・防災フェア及び図上訓練を計画、実施します。 ・各区指定避難所における避難所運営訓練を実施します。 ・特別な配慮を必要とする要配慮者を受入れる福祉避難所の開設訓練を実施します。	九都県市合同防災訓練参加者の理解度	90%	—	—	荒天により、総合防災訓練・防災フェアが中止となってしまったため。	荒天により中止になってしまったが、令和6年度では、雨天時でも警察・消防・自衛隊・ライフライン事業所などのみで実働訓練を実施し、市民へのPR活動及び防災意識の向上を図りたい。	90%
		避難所運営訓練参加者数	12,000人	9,877人	C	新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、訓練への参加を控える傾向にあり、目標値を達成できなかったため。	訓練会場に手指消毒液を設置するなど、感染症対策を講じ、安心して参加できる環境を整えていくとともに、関係部局と連携し、一層の広報・周知活動を実施する。	12,000人
		福祉避難所開設訓練の実施回数	24回	25回	B	市内25施設において福祉避難所開設訓練を実施し、達成率104%となったため。	引き続き、庁内関係課及び福祉避難所施設において訓練を実施し、災害対応力の更なる強化を図ります。	25回
地域防犯活動の充実	・犯罪のない安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、市民防犯意識の高揚を図るとともに、自主的に地域防犯活動を行っている団体に対して、青色防犯パトロール車両の導入経費をはじめ、防犯パトロール等の防犯活動に要する経費の一部を助成し、地域防犯活動を促進します。	街頭犯罪件数	3,850件	3,275件	A	街頭犯罪件数について、令和5年度の目標である3,850件を上回る3,275件に抑えることができたため。 (補足：街頭犯罪の件数は警察の統計上「年度」ではなく、「年」単位で出している。)	令和5年度は目標を達成することができたため、令和6年度においても目標達成に向けて埼玉県や埼玉県警察といった関係機関と連携した広報啓発活動を実施するとともに、「地域防犯活動助成金」の交付など自主防犯活動団体への支援を引き続き取り組んでいく。	3,630件
学校安全ネットワークの推進	・子どもに対する犯罪を防止・軽減し、通学区域の安全性を向上させます。子どもを不審者による犯罪から守るために、PTAや地域の諸団体と連携しながら、多くの人の目で子どもを見守る「学校安全ネットワーク」を推進し、通学区域全体の安全性を高めていきます。	ながら見守りボランティアの登録者数	1,000人増	1,260人	A	ながら見守りボランティアの登録者数が1,260人増加し、目標値である1,000人を達成したため。	引き続き子どもを不審者による犯罪から守るため、PTAや地域の諸団体と連携しながら、多くの人の目で子どもを見守る「学校安全ネットワーク」を推進していく。	1,000人増
緊急時安心キットの普及促進	・「緊急時安心キット」の普及のため、各種イベントや広報用動画等において広報活動を行うとともに、既に活用中の市民への利用者情報の更新についても併せて広報を実施します。	広報実施人数	16,000人	25,666人	A	応急手当講習や出前講座等で広報を行い、25,666人へ広報ができたため。	引き続き応急手当講習や出前講座等で広報を行っていく。	16,000人

頭から災害に備えて
策を取っている市民
の割合
.....
主地域の治安のよさ
満足している市民の
割合